

平成22年9月

人事行政の運営等の状況

和 歌 山 県

目 次

I 人事行政の運営状況

1 職員の任免及び職員数に関する状況	1
(1)採用者数	
(2)退職者数	
(3)再任用職員の採用・離職状況	
(4)再任用職員数	
(5)部門別職員数の状況と主な増減理由	
(6)年齢別職員構成の状況	
(7)定員適正化計画の数値目標及び実績	
2 職員の給与の状況	5
(1)総括	
(2)職員の平均給与月額、初任給等の状況	
(3)一般行政職の級別職員数等の状況	
(4)職員の手当の状況	
(5)特別職の報酬等の状況	
(6)公営企業職員の状況	
3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況	20
(1)一般職員の勤務時間の状況	
(2)一般職員の勤務時間の運用状況	
(3)一般職員の年次有給休暇の使用状況	
(4)特別休暇の導入状況	
(5)介護休暇の取得者数	
4 職員の分限及び懲戒処分の状況	21
(1)分限処分者数	
(2)懲戒処分者数	
5 職員のサービスの状況	23
(1)育児休業及び部分休業の取得者数	
(2)育児短時間勤務の取得者数等	
(3)修学部分休業の実施状況	
(4)高齢者部分休業の実施状況	
(5)自己啓発等休業の実施状況	
6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況	24
(1)研修状況	
(2)勤務成績の評定状況	
7 職員の福祉及び利益の保護の状況	31
(1)公務災害・通勤災害の認定件数	
(2)健康診断実施状況	
(3)(財)和歌山県職員互助会・(財)和歌山県教育互助会・(財)和歌山県警察共助会の状況	
8 その他知事が必要と認める事項	32
定年退職者・勲奨退職者の再就職者数	

II 人事委員会の業務状況

1 職員の競争試験及び選考の状況	33
2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況	41
3 勤務条件に関する措置の要求の状況	54
4 不利益処分に関する不服申立ての状況	54

I 人事行政の運営状況

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1)採用者数 (平成22年4月1日付) (単位:人)

試験(検査)区分		合格者数	採用者数: 内女性	
I種	一般行政職	42	35	11
	総合土木職	5	5	
	建築職	4	3	2
	化学職	2	2	
	農学職	4	4	
	林学職	1	1	
	水産職	1	1	
	学校事務職	7	7	4
	警察事務職	13	11	6
	小計	79	69	23
III種	一般事務	4	2	
	土木	1		
	学校事務	11	7	3
	警察事務	6	5	4
小計	22	14	7	
教員	小学校教員	128	126	86
	中学校教員	77	73	33
	高等学校教員	44	41	12
	特別支援学校教員	28	27	19
	養護教員	4	3	3
	実習助手	2	2	1
	小計	283	272	154
警察官	警察官A男性一般	98	44	
	警察官A女性一般	9	5	5
	警察官A男性武道・柔道	2	2	
	警察官A男性武道・剣道	1	1	
	警察官B男性一般	40	36	
	警察官B女性一般	5	5	5
	小計	155	93	10
資格免許職等	医師	7	7	3
	獣医師	1		
	薬剤師	3	2	
	工業技術技師	3	3	2
	臨床心理士	1		
	社会福祉士	2	2	2
	専任教員	1	1	1
	看護師	8	8	5
	作業療法士	1	1	1
	教官	1	1	
	学校栄養職員	2	1	1
	県立博物館学芸員	1	1	
	小計	31	27	15
	合計		570	475

(平成21年度:平成21年4月1日～平成22年3月31日)(単位:人)

試験(検査)区分		採用者数: 内女性	
I種	一般行政職	48	14
	総合土木職	7	
	建築職 A	5	1
	建築職 B	1	
	電気職	1	
	化学職	2	1
	農学職	4	
	林学職	2	1
	水産職	2	
	学校事務職	7	1
	警察事務職	12	5
	機械職 B	1	
	小計	92	23
III種	一般事務	6	2
	土木	2	
	学校事務	8	2
	警察事務	4	4
小計	20	8	
教員	小学校教員	142	93
	中学校教員	77	35
	高等学校教員	35	11
	特別支援学校教員	30	19
	養護教員	4	4
	実習助手	2	2
	小計	290	164
警察官	警察官A男性一般	75	
	警察官A女性一般	3	3
	警察官A男性武道・柔道	2	
	警察官A男性武道・剣道	1	
	警察官B男性一般	40	
	警察官B女性一般	2	2
	小計	123	5
資格免許職等	医師	6	1
	獣医師	1	
	薬剤師	2	1
	保健師	1	1
	工業技術技師	2	
	精神保健相談員	1	1
	専任教員	2	2
	看護師	1	1
	教官	1	
	学校栄養職員	4	4
	司書	1	1
文化財専門員(民俗)	1		
自然博物館学芸員	1		
小計	24	12	
合計		549	212

(2)退職者数 (平成21年度)

(単位:人)

区分 職種	合計	定年退職		勸奨退職 (定年前希望 退職を含む)	普通退職		その他				
		勤務延長後 の退職			在職期間の通算 を伴う退職等	分限免職	懲戒免職	失職	死亡退職		
一般行政職	158	105		23	28	14					2
研究職	12	9			2						1
医療職	25	7		9	9	4					
技能労務職	25	20		4							1
教育職	419	190		172	48	37			3		6
警察職	121	58		7	53	29					3
合計	760	389	0	215	140	84	0	3	0		13

(注) 1 「普通退職」とは、定年退職及び勸奨退職のいずれの事由にも該当しないで離職する場合をいう。(例:自己都合による退職や、二以上の地方公共団体の職員としての身分を併有していたが一方の地方公共団体を離職した場合等)

2 「在職期間の通算を伴う退職等」とは、「普通退職」の要件に該当するもののうち、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて他の地方公共団体、国等の職員となるため退職手当を支給されずに退職した場合や、二以上の地方公共団体の職員としての身分を併有していたが、一方の地方公共団体を離職した場合をいう。

(3)再任用職員の採用・離職状況

(平成21年度)

(単位:人)

区分 職種	合計		再任用職員数										合計		再任用職員の離職者数			
			常時勤務職員					短時間勤務職員							常時勤務職員	短時間勤務職員		
			任期更新	任期更新	任期更新	任期更新	任期更新	15時間30分 以上 19時間22分30 秒未満	19時間22分30 秒以上 23時間15分未 満	23時間15分 以上 27時間7分30秒 未満	7時間7分30秒 以上 29時間3分45秒 未満	29時間3分45秒 以上 31時間以下					任期満了	任期満了
一般行政職	123	65	2		121	65			121	65				37	0	2		35
研究職	11	10			11	10			11	10				4	0			4
医療職	14	7			14	7			14	7				4	0			4
技能労務職	16	8			16	8							16	8				4
教育職	26	6	26	6	0	0								26	0	26		
警察職	11	0			11	0			11					3	0			3
合計	201	96	28	6	173	90	0	0	157	82	0	0	16	8	78	0	28	50

(4)再任用職員の職員数

(平成22年4月1日現在)

(単位:人)

区分 職種	合計		再任用職員数															
			常時勤務職員					短時間勤務職員										
			任期更新	任期更新	任期更新	任期更新	任期更新	15時間30分 以上 19時間22分30 秒未満	19時間22分30 秒以上 23時間15分未 満	23時間15分 以上 27時間7分30秒 未満	7時間7分30秒 以上 29時間3分45秒 未満	29時間3分45秒 以上 31時間以下	任期更新	任期更新				
一般行政職	131	87			131	87	1		130	87								
研究職	11	6			11	6			11	6								
医療職	12	10			12	10			12	10								
技能労務職	24	12			24	12							24	12				
教育職	28	13	28	13	0	0												
警察職	11	8			11	8			11	8								
合計	217	136	28	13	189	123	1	0	164	111	0	0	24	12				

(5)部門別職員数の状況と主な増減理由

(平成22年4月1日現在) (単位:人)

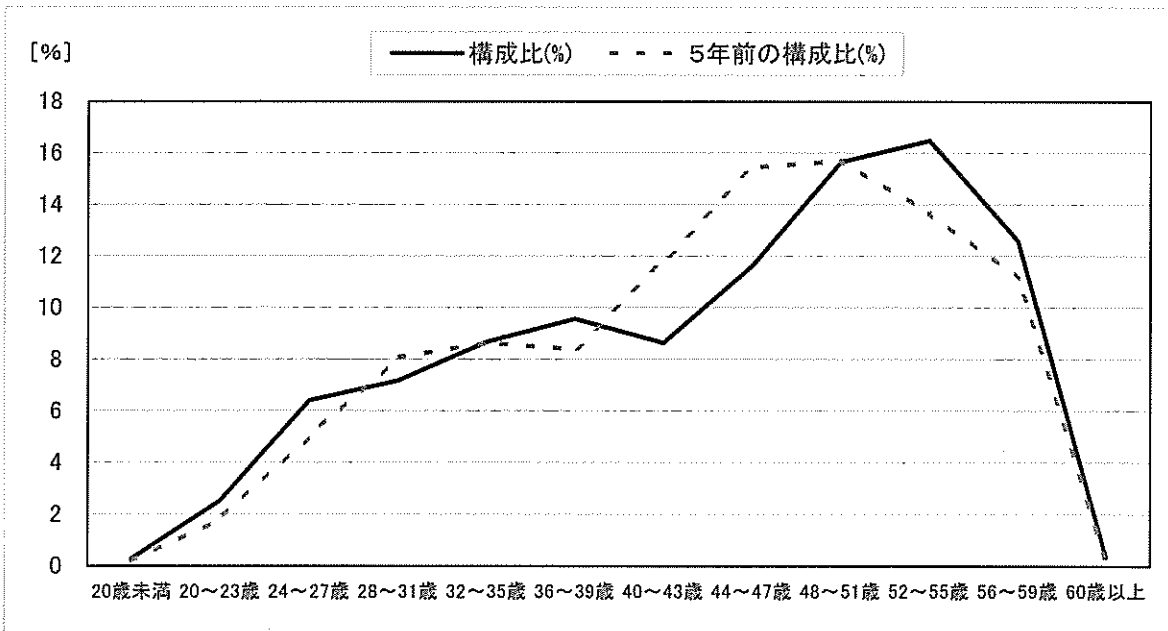
部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由等	
		平成21年	平成22年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	33	34	▲1	・事務の統廃合及び縮小による減 ・和歌山団体及び全国植樹祭開催に向けた体制整備による増 ・企業振興・産業技術振興の推進体制整備による増 ・過疎対策への重点的な取組に向けた体制整備による増
		総務企画	719	709	▲10	
		税務	168	163	▲5	
		民生	307	306	▲1	
		衛生	447	443	▲4	
		労働	57	53	▲4	
		農林水産	836	818	▲18	
		商工	211	215	▲4	
		土木	827	811	▲16	
		小計	3,605	3,552	▲53	
教育部門	9,536	9,414	▲122			
警察部門	2,453	2,476	▲23			
小計	15,594	15,442	▲152	(参考:人口10万人当たり職員数 1,495.2 人)		
会計部門等	病院	214	197	▲17		
	その他	51	49	▲2		
	小計	265	246	▲19		
合計		15,859	15,688	▲171	(参考:人口10万人当たり職員数 1,519.0 人)	
		[16,773]	[16,532]	[▲241]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、臨時職員を除く。

2 []内は、条例定数の合計である。

(6)年齢別職員構成の状況

(平成22年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳)23歳	24歳)27歳	28歳)31歳	32歳)35歳	36歳)39歳	40歳)43歳	44歳)47歳	48歳)51歳	52歳)55歳	56歳)59歳	60歳以上	計
職員数	人 45	人 397	人 1,005	人 1,127	人 1,362	人 1,501	人 1,355	人 1,824	人 2,457	人 2,587	人 1,976	人 52	人 15,688

(7) 定員適正化計画の数値目標及び実績

ア 平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

部 門	平成17年4月1日 職員数	平成22年4月1日 職員数	純減数	純減率
一般行政及び公営企業等部門	人 5,250	人 3,850	人 ▲ 1,400	% ▲ 26.7
一般行政部門	3,947	}		
公営企業等部門	1,303			
特別行政部門	12,676	12,176	▲ 500	▲ 3.9
教育部門	10,245	}		
警察部門	2,431			
合 計	17,926	16,026	▲ 1,900	▲ 10.6

(参考) 新行財政改革推進プランにおける定員管理の数値目標

部門	平成19年4月1日 職員数	平成25年4月1日 職員数	純減数	純減率
一般行政及び 公営企業等部門	人 4,088	人 3,608	人 ▲ 480	% ▲ 11.7
特別行政部門 (教育・警察)	12,240	11,730	▲ 510	▲ 4.2
合 計	16,328	15,338	▲ 990	▲ 6.1

イ 定員管理の数値目標の年次別実績

(各年4月1日現在) (単位:人)

部 門	区 分	17年	18年	19年	20年	21年	22年	18年～22年 計	(参考) 数値目標
		計画始期	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目		
一般行政及 び公営企業 等部門	職員数	5,250	4,176	4,088	3,970	3,870	3,798	—	3,850
	増 減		▲ 1,074	▲ 88	▲ 118	▲ 100	▲ 72	▲ 1,452 (103.7%)	▲ 1,400
特別行政 部門	職員数	12,676	12,387	12,240	12,116	11,989	11,890	—	12,176
	増 減		▲ 289	▲ 147	▲ 124	▲ 127	▲ 99	▲ 786 (157.2%)	▲ 500
合 計	職員数	17,926	16,563	16,328	16,086	15,859	15,688	—	16,026
	増 減		▲ 1,363	▲ 235	▲ 242	▲ 227	▲ 171	▲ 2,238 (117.8%)	▲ 1,900

(注) 1 計画期間は、17年～22年の5年間である。

2 (%)内の数値は、数値目標に対する達成率を示す。

3 増減は、各年の欄にあっては対前年比の職員増減数を、計の欄にあっては計画1年目以降現年までの職員増減数の累計を示す。

2 職員の給与の状況

(1) 総括

ア 人件費の状況(普通会計決算)

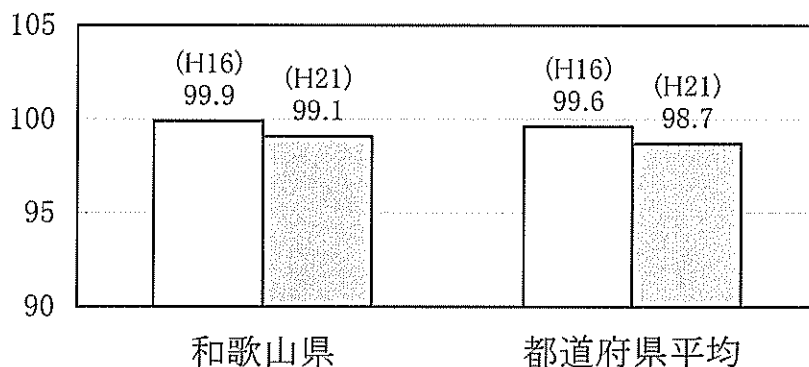
区分	住民基本台帳人口 (平成21年度末)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成20年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
21年度	1,032,796	550,952,794	2,790,577	153,493,992	27.9	32.3

イ 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給 与 費			一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	
	人	千円	千円	千円	千円
21年度	15,651	70,182,332	13,233,997	27,145,633	110,561,962
					7,064

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は平成21年4月1日現在の人数である。

ウ ラスパイレス指数の状況



(注) ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。(平成21年4月1日現在)

エ 給与改定の状況

(ア) 月例給

区 分	人事委員会の勧告				給 与 改 定 率	(参考) 国 の 改 定 率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
	円	円	円	%	%	%
21年度	378,428	378,951	△523	△0.14	△0.14	△0.22

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

(イ) 特別給

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国 の 年 間 支 給 月 数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
	月	月	月	月	月	月
21年度	4.17	4.50	△0.33	△0.35	4.15	4.15

(注) 「民間の支給割合」は、民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は、期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(2) 職員の平均給与月額、初任給等の状況

ア 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成22年4月1日現在)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	42.8 歳	338,847 円	415,429 円
技能労務職	49.8 歳	343,974 円	387,297 円
うち用務員	50.8 歳	334,568 円	363,069 円
うち運転業務員	49.2 歳	347,769 円	427,538 円
うち守衛	49.8 歳	352,169 円	394,461 円
高等(特別支援・専修・各種)学校教育職	45.3 歳	394,869 円	444,843 円
小・中学校(幼稚園)教育職	46.6 歳	394,133 円	438,880 円
警察職	39.3 歳	322,487 円	437,672 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成22年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものである。
 3 平成22年度は、厳しい財政状況を踏まえ管理職の職員は給料の2%減額している。

イ 職員の初任給の状況(平成22年4月1日現在)

区 分		和歌山県	国
一般行政職	大学卒	178,800 円	I種 181,200 円 II種 172,200 円
	高校卒	144,500 円	140,100 円
技能労務職	高校卒	141,900 円	—
高等学校教育職	大学卒	199,700 円	—
小・中学校教育職	大学卒	199,700 円	—
警察職	大学卒	197,200 円	203,100 円
	高校卒	164,700 円	158,100 円

ウ 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成22年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	259,426 円	314,615 円	372,565 円
	高校卒	219,125 円	262,260 円	304,631 円
技能労務職	高校卒	該当者なし 円	237,600 円	274,827 円
高等学校教育職	大学卒	302,488 円	352,380 円	400,385 円
小・中学校教育職	大学卒	301,824 円	355,166 円	391,482 円
警察職	大学卒	284,272 円	326,900 円	365,057 円
	高校卒	243,108 円	298,383 円	340,169 円

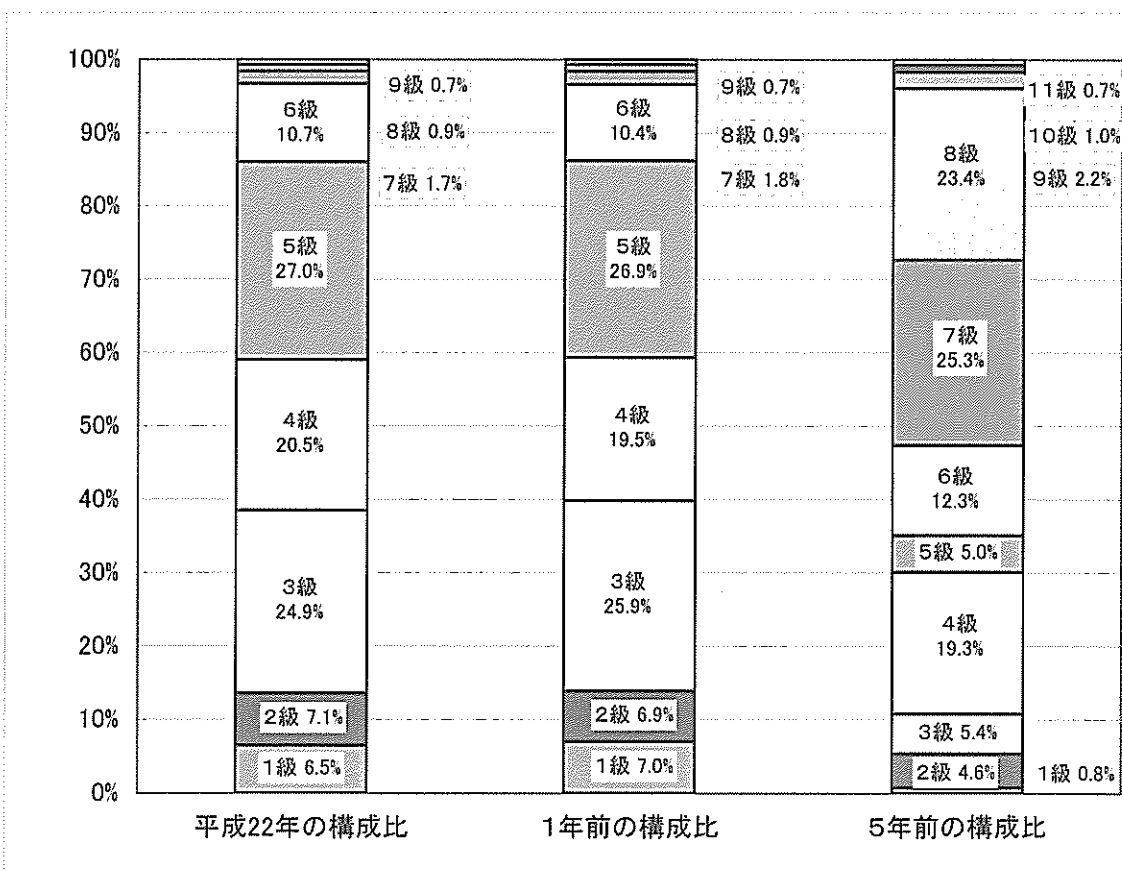
- (注) 平成22年度は、厳しい財政状況を踏まえ管理職の職員は給料の2%減額している。

(3) 一般行政職の級別職員数等の状況

ア 一般行政職の級別職員数の状況(平成22年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
9 級	部長	26 人	0.7 %
8 級	局長	37 人	0.9 %
7 級	参事・課長	67 人	1.7 %
6 級	課長・副課長	428 人	10.7 %
5 級	課長補佐・班長・主任	1,079 人	27.0 %
4 級	主査	819 人	20.5 %
3 級	主査・副主査	996 人	24.9 %
2 級	主事・技師	284 人	7.1 %
1 級	主事・技師	260 人	6.5 %
計		3,996 人	100.0 %

(注) 1 和歌山県の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年度から給料表の級区分が以下のとおり統合された。

旧給料表(H17年度まで)	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	11級
新給料表(H18年度から)	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級		

イ 昇給への勤務成績の反映状況

1 勤務成績の評定の実施状況

平成18年4月から全職員を対象とした業績・行動に基づく勤務実績評価(平成19年度から人事評価)を実施しています。

2 昇給への勤務成績の反映状況

全職員について、業績と行動の両要素を総合的に点数による絶対評価を実施し、5段階(A～E)に格付けし、その評価結果(評語)に基づき、昇給区分(0～6号給)を決定しています。

平成22年4月1日の昇給の実績については次のとおりです。

(知事部局の一般行政職給料表適用者)

ア 特定職員

	昇給区分	上位(A・B)	標準(C)	下位(D・E)
55歳未満	昇給号数	4号給以上	2号給	1号給、昇給なし
	人員分布率	43.7%	56.3%	0.0%
55歳以上	昇給号数	2号給以上	1号給	昇給なし
	人員分布率	33.3%	66.7%	0.0%

イ 特定職員以外の職員

	昇給区分	上位(A・B)	標準(C)	下位(D・E)
55歳未満	昇給号数	4号給以上	3号給	1号給、昇給なし
	人員分布率	28.8%	71.1%	0.1%
55歳以上	昇給号数	2号給以上	1号給	昇給なし
	人員分布率	13.7%	86.3%	0.0%

- ※ 特定職員とは、行政職給料表7級以上の適用を受ける者をいいます。
- ※ 全ての期間を勤務していない者(病気休暇の取得、昇給判定期間の最初の日以後に採用された者等)、懲戒処分又は分限処分を受けた者で昇給区分が調整された者を除いています。
- ※ 人員分布率については、最高号給に到達した者を除いた割合です。

(4) 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

和歌山県		国	
1人当たり平均支給額(平成21年度)		—	
1,708 千円			
(平成21年度支給割合)		(平成21年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.75 月分	1.4 月分	2.75 月分	1.4 月分
(1.5) 月分	(0.7) 月分	(1.5) 月分	(0.7) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算 5～20%		・役職加算 5～20%	
・管理職加算 10～20%		・管理職加算 10～25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

1 勤務成績の評定の実施状況
平成17年6月勤勉手当分から、全職員を対象に評定期間(6月勤勉:12月2日～6月1日、12月勤勉:6月2日～12月1日)の勤務実績に基づき所属長からの内申により勤務成績を評定しています。

2 勤勉手当への勤務実績の反映状況
全職員について、評定期間の勤務実績に基づき、所属長からの内申により成績率(特に優秀、優秀、良好(標準)、特に不良)を判定しています。
平成21年12月支給の勤勉手当の実績は次のとおりです。

(知事部局の一般行政職給料表適用者)

ア 特定幹部職員(次長級以上の職員)

	上位	標準	下位
成績率	122/100～107/100	92/100	78/100
人員分布率	23.9%	76.1%	0.0%

イ 特定幹部職員以外の職員

	上位	標準	下位
成績率	97/100～82/100	67/100	53/100
人員分布率	34.5%	65.4%	0.1%

イ 退職手当(平成22年4月1日現在)

和歌山県			国		
退職手当の基本額	(支給率) 自己都合 勤続20年 23.50 月分 勤続25年 33.50 月分 勤続35年 47.50 月分 最高限度額 59.28 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%～20%)	勸奨・定年 30.55 月分 41.34 月分 59.28 月分 59.28 月分	退職手当の基本額	(支給率) 自己都合 勤続20年 23.50 月分 勤続25年 33.50 月分 勤続35年 47.50 月分 最高限度額 59.28 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%～20%)	勸奨・定年 30.55 月分 41.34 月分 59.28 月分 59.28 月分
退職手当の調整額	在職した職務の級に応じた定額(0円～50,000円)の60月分		退職手当の調整額	在職した職務の級に応じた定額(0円～79,200円)の60月分	
(退職時特別昇給)	なし		(退職時特別昇給)	なし	
1人当たり平均支給額	282 千円	26,771 千円			

(注) 1 退職手当の額は、退職手当の基本額(退職時の給料月額×支給率)に退職手当の調整額を加えて得た額である。

2 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当(平成22年4月1日現在)

支給実績(平成21年度決算)		1,398,862 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成21年度決算)		87,391 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
東京都特別区	18 %	30 人	18 %
大阪市	15 %	7 人	15 %
和歌山市	3 %	6,568 人	3 %
橋本市	3 %	874 人	3 %
和歌山市及び橋本市以外の県内	0 %	8,156 人	0 %
医師・歯科医師	15 %	26 人	15 %
平均支給率		1.5 %	1.5 %

(注) 「国の制度(支給率)」の欄の平均支給率は、支給対象職員に対し国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率である。

工 特殊勤務手当(平成22年4月1日現在)

支給実績(平成21年度決算)		715,889 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成21年度決算)		80,347 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成21年度)		52.0 %	
手当の種類(手当数)		43	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
税務手当	総務部総務管理局税務課又は県税事務所に勤務する職員	出張して県税の納入・納税義務者と直接接して行う課税調査、徴収	月額20,000円以内 (支給対象業務の従事日数により支給)
税外収入徴収手当	税外収入の事務に従事する職員	出張して、税外収入の滞納者と直接接して行う徴収	日額360円
消防訓練指導手当	消防学校に勤務する職員	救急実技訓練、火災防御訓練、救助訓練等の指導	日額850円
社会福祉業務手当	紀南児童相談所、子ども・女性・障害者相談センター又は振興局健康福祉部に勤務する職員	生活保護法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法又は売春防止法に定める保護その他の措置を必要とする者と面接して行う生活指導等	月額12,800円以内 (支給対象業務の従事日数により支給)
防疫業務等手当	こころの医療センター又は保健所に勤務する職員	感染症の患者の移送、医療又は感染症の防疫作業等	日額330円
放射線取扱手当	エックス線装置等の取扱いに従事する職員	有害放射線の影響を受ける作業	日額340円
精神保健業務手当	福祉保健部福祉保健政策局障害福祉課、業務課又は保健所に勤務する職員	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、麻薬及び向精神薬取締法に基づく調査(患者に直接接する場合に限る。)、診察の立会い、入院措置のための移送	日額600円
病院看護業務等手当	こころの医療センターに勤務する看護師、准看護師	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(午後10時から翌日午前5時)において行われる看護等	深夜における勤務時間 深夜全部 6,800円 4時間以上 3,300円 2～4時間未満 2,900円 2時間未満 2,000円
し尿処理施設等検査手当	保健所又は環境衛生研究センターに勤務する職員	浄化槽法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律又は水質汚濁防止法に基づく供用開始後のし尿処理施設又は浄化槽の立入検査	日額300円
と畜検査手当	保健所に勤務する獣医師	と畜場法に基づくと畜検査	日額500円
災害応急作業等手当	振興局建設部に勤務する職員	重大な災害が発生した現場において行う巡回監視、応急作業、応急作業のための災害状況の調査等	日額800円
特別環境作業従事手当	振興局地域振興部又は建設部に勤務する職員	命綱等の使用が必要とされる墜落の危険が著しい高低差10メートル以上かつ傾斜40度以上の急傾斜地で行う治山事業の現場における測量、調査、監督等	日額300円
火薬類等災害調査手当	総務部危機管理局消防保安課又は振興局地域振興部に勤務する職員	火薬類取締法、高圧ガス保安法に基づく火薬類又は高圧ガスの製造施設等の災害調査	日額750円
漁業取締手当	農林水産部水産局資源管理課に勤務する職員	漁業取締船に乗り組んで行う違反漁業の取締	日額620円
種雄牛馬等取扱手当	畜産試験場に勤務する職員	種雄牛馬の精液の採取又は雌牛馬の受精卵採取、移植若しくは直腸検査	日額300円
用地交渉手当	振興局建設部に勤務する職員	現地における公共用地の取得の交渉等	日額1,000円

有害物取扱手当	環境衛生研究センター又は工業技術センターに勤務する職員	毒物及び劇物取締法に規定する毒物及び劇物を使用して健康を害するおそれがあると認められる程度の試験、研究又は検査	日額300円
動物保護手当	保健所に勤務する予防技術員	狂犬病予防法に基づく捕獲等	日額600円
道路上作業手当	振興局建設部に勤務する職員	交通を遮断することなく行う道路の維持補修等	日額500円
定時制課程等事務手当	定時制又は通信制の高等学校に勤務する事務職員	午後5時以降において、2時間以上勤務する定時制・通信制課程の事務業務	日額120円
複式手当	小学校又は中学校教育職員	異なる2の学年を1学級として行う授業	日額290円
準単級手当	小学校教育職員	異なる3以上の学年を1学級として行う授業	日額350円
分校主任手当	小学校又は中学校教育職員のうち分校主任又はこれに相当する職にある者	分校主任等の担当業務	日額300円
教育業務連絡指導手当	小学校、中学校又は県立学校に勤務する教諭のうち主任等に係る職務に従事した者	教務主任、学年主任、生活指導主任、進路指導主任、特別支援学級主任等の担当業務	日額200円
兼務手当	高等学校教育職員	本務以外に定時制や他校の高等学校の通常課程、通信教育等を担当(兼務)する業務	時間2,780円
舎監手当	寄宿舎の舎監を兼ねる県立学校教育職員	正規の勤務時間以外における学生寮での寮生への生活指導等(2時間以上)	日額1,100円
教員特殊業務手当	教育職員	①非常災害時等の緊急業務 ②児童生徒引率指導業務	①(ア)児童生徒の保護又は緊急の防災復旧業務 日額6,400円 (イ)児童生徒の負傷疾病に伴う救急業務及び緊急補導 日額6,000円 ②(ア)修学旅行、公式試合等で泊を伴うもの 日額3,400円 (イ)部活動で休日等に行うもの 日額2,400円
私服作業手当	生活安全、刑事及び警備部門の業務に従事する警察職員	犯罪の予防若しくは捜査又は被疑者の逮捕等の業務	日額 560円(国内) 日額1,100円(国外)
警ら用自動車乗務手当	地域部門の業務に従事する警察職員	警ら用無線自動車を運転して行う犯罪の予防、捜査その他取締警戒等の業務	日額 420円
交通警察業務手当	交通部門の業務に従事する警察職員	交通事故捜査、交通指導取締等の業務	(1)交通事故捜査・検問 日額 560円(昼間) 日額 840円(夜間) 日額 840円(昼間・高速上) 日額 1,260円(夜間・高速上) (2)交通取締用自動二輪 日額 560円(白バイ) (3)上記以外 日額 310円 日額 460円(高速上)
警ら手当	駐在所、交番等に勤務する警察職員	犯罪予防のための警らの業務	日額 340円
鑑識業務手当	犯罪鑑識の業務に従事する警察職員	指紋、手口若しくは写真又は理化学、法医学若しくは銃器弾薬類の知識を利用して行う犯罪鑑識の業務	日額 280円(現場以外) 日額 560円(現場)

死体取扱手当	死体を取り扱う業務に従事する警察職員	死体の検視・検証及び解剖の補助の業務	(1)検視・検証 1体 1,600円 (2)検視・検証(損傷著しい死体) 1体 3,200円 (3)検視・検証(検視官・刑事調査官) 1体 3,200円 (4)解剖補助 1体 3,200円
留置管理手当	留置業務に従事する警察職員	留置人の看守業務又は被疑者等の護送業務	日額 320円
夜間特殊業務手当	交替制勤務に服する警察職員	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(22時から5時まで)において行われる業務	(1)深夜の全部を含む勤務 1回 1,100円 (2)深夜の一部を含む勤務 1回 730円 (3)深夜の一部を含む勤務 (2時間未満) 1回 410円
爆発物処理等手当	爆発物等の処理に従事する警察職員	爆発物又はその疑いのある物件の処理、火薬類の製造施設等の災害調査の業務	(1)爆発物・特殊危険物質等処理 1件 5,200円 (2)特殊危険物質による被害の危険がある区域での作業 日額 250円 (3)火薬類の製造施設の災害調査 日額 750円
救難救助手当	救難救助の業務に従事する警察職員	断がい、激流等の著しく危険な場所での救難救助の業務	1回 470円
緊急呼出手当	生活安全、刑事、警備及び交通部門の業務に従事する警察職員	突発的に発生した事件事故の処理作業のため、正規の勤務時間以外の時間に呼出を受け夜間(21時から5時まで)において行う業務	1回 1,240円
潜水手当	潜水の業務に従事する警察職員	潜水器具を着用して行う、証拠品若しくは遺体の捜索又は人命救助等のための潜水業務	1時間 400円
航空手当	警察航空隊の業務に従事する警察職員	航空機の操縦及び航空機に搭乗して行う整備、捜索等の業務	(1)航空機の操縦 1時間 5,100円 (2)搭乗して行う警察活動 1時間 1,900円 (3)搭乗して行う整備業務 1時間 2,200円 (4)捜索・救難救助のための降下 日額加算 870円
災害応急手当	重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う災害警備、遭難救助、鑑識活動等の作業に従事する警察職員	異常な自然現象又は大規模な火事等の事故により重大な災害が発生した箇所又は周辺で行う災害警備、遭難救助、鑑識活動等の業務	日額 840円 (警戒区域等危険地域840円加算)
警護等手当	警備部門の業務に従事する警察職員	天皇若しくは皇族の身辺警衛又は内閣総理大臣等の身辺警護の業務	(1)天皇、皇后、皇太子、皇太子妃文仁親王、悠仁親王の身辺警衛 日額 1,150円 (2)上記以外の皇族、内閣総理大臣等の身辺警護 日額 640円
銃器犯罪捜査手当	刑事部門の業務に従事する警察職員	防弾装備を着装し、武器を携帯して行う銃器犯罪捜査等の業務	(1)銃器使用犯罪現場での犯人逮捕 日額 1,640円 (2)銃器使用犯人逮捕 日額 1,100円 (3)銃器所持犯人逮捕 日額 1,100円 (4)(1)の業務に付随する直近警戒 日額 1,100円 (5)(2)の業務に付随する直近警戒 日額 820円 (6)暴力団事務所等の直近警戒 日額 820円

オ 時間外勤務手当

支給実績(平成21年度決算)	2,450,956 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成21年度決算)	358 千円
支給実績(平成20年度決算)	2,279,854 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成20年度決算)	329 千円

カ その他の手当(平成22年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(平成21年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(平成21年度決算)
扶養手当	1 配偶者 13,000円 2 配偶者以外の扶養親族 6,500円 (そのうち1人については、配偶者がいない場合 11,000円) 3 満16歳から満22歳までの子 5,000円加算	同じ		2,061,530 千円	242,676 円
住居手当	1 住居を借り受け月額12,000円を超える家賃を支払っている職員(借家)最高27,000円 2 自宅を所有している職員(自宅)3,600円	異なる	2 自宅なし	855,154 千円	106,309 円
初任給調整手当	医学等に関する専門知識を必要とし、かつ採用による欠員の補充が困難な職に採用された職員に採用から35年以内の期間支給(採用から1年経過するごとに額を減じて支給) 医師・歯科医師 最高支給月額 410,900円	異なる	21年以上について、国と異なる支給額を適用	112,809 千円	3,760,312 円
通勤手当	通勤距離が片道2km以上で、交通機関を利用し、あるいは交通用具を使用して通勤している職員 1 交通機関 限度額55,000円 2 交通用具 (1) 二輪 2,000~24,500円 (2) 四輪 2,000~44,300円	異なる	2(2)四輪 2,000~24,500円	1,775,510 千円	131,685 円
単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴い転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居し単身で生活することを常況とする職員(異動前の住居から異動直後の公署に通勤することが困難であること。) 23,000円+加算額(6,000~45,000円、職員の住居と配偶者の住居との交通距離が100km以上の場合に加算)	同じ		92,315 千円	315,068 円
特地勤務手当	交通至難な地その他生活の不便な地域に在勤する職員に対して支給 1級地 4,000円/月 2級地 7,000円/月 3級地 10,000円/月	異なる	給料及び扶養手当の合計額に一定割合を乗じて得た額を支給 1級地 4% 2級地 8% 3級地 12%	7,820 千円	75,194 円

へき地手当	へき地学校に勤務する教職員に給料及び扶養手当の月額合計額に級別に応じた支給割合を乗じて得た額 3級地 8% 2級地 6% 1級地 4% 準ずる学校 2%			91,714 千円	199,813 円
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員が勤務した場合に支給 一般の宿日直 4,200円 機器等の監視、管理等のための当直 5,100円 福祉施設等の生活介助等のための当直 5,900円 医師当直 20,000円 年末年始期間は、100分の150を乗じて得た額	異なる	年末年始期間の支給額	350,865 千円	206,512 円
管理職員特別勤務手当	管理職手当支給対象職員が臨時又は緊急の必要等により週休日等に勤務した場合に支給 6時間以下 6,000～12,000円 6時間超 9,000～18,000円	同じ		4,471 千円	41,398 円
夜勤手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に支給 1時間当たりの給与額×0.25×時間数	同じ		193,831 千円	115,444 円
休日勤務手当	祝日法による休日等において正規の勤務時間中に勤務した職員に支給 1時間当たりの給与額×1.35×時間数(年末年始は、1時間当たりの給与額×1.5×時間数)	異なる	年末年始の支給割合	619,123 千円	207,481 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に職務の級及び支給区分に応じて定額を支給 (33,700～126,400円)	同じ		1,135,486 千円	711,012 円
寒冷地手当	寒冷地に在職する職員に支給 (11月～翌年3月) 1 世帯主である職員 扶養親族あり 17,800円 扶養親族なし 10,200円 2 その他の職員 7,360円	同じ		3,044 千円	65,198 円
義務教育等教員特別手当	小中学校、県立学校に勤務する教育職員に級号給に応じて3,900～15,900円を支給			1,156,842 千円	136,195 円
定時制通信教育手当	定時制・通信教育に従事する校長及び教員に給料の5%(管理職手当受給者は4%)を支給			49,987 千円	270,199 円
産業教育手当	農業又は工業に関する科目の授業及び実習を担当する教員に給料の5%(定時制通信教育手当受給者は3%)を支給			46,210 千円	248,442 円

農林漁業普及指導手当	普及指導員が現地において直接農林漁業者に技術及び普及指導を行ったときに支給 日額900円 (給料月額8%の範囲内)			4,704 千円	61,091 円
特定任期付職員業績手当	特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員に対し支給 給料月額に相当する額	同じ		711 千円	711,480 円

(5) 特別職の報酬等の状況(平成22年4月1日現在)

区分		給 料 月 額 等
給料	知 事	1,137,400 円 (1,210,000)円
	副 知 事	893,000 円 (950,000)円
議員報酬	議 長	921,500 円 (950,000)円
	副 議 長	785,700 円 (810,000)円
	議 員	746,900 円 (770,000)円
期末手当	知 副 知 事	(21年度支給割合) 3.1 月分
	議 副 議 長 員	(21年度支給割合) 3.1 月分
退職手当	知 事	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期) 121万円×在職月数×0.7 40,656,000 (任期毎)
	副 知 事	95万円×在職月数×0.5 22,800,000 (任期毎)

- (注) 1 厳しい財政状況を踏まえ、平成22年度は知事・副知事の給料を6%、議長・副議長・議員の議員報酬を3%減額している。また、給料及び議員報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
- 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

(6) 公営企業職員の状況

ア 工業用水道事業

(ア) 職員給与費の状況

a 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 20年度の総費用に占 める職員給与費比率
年度	千円	千円	千円	%	%
21	496,304	230,937	157,634	31.8	37.9

区分	職員数 A	給 与 費			1人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	
年度	人	千円	千円	千円	千円
21	22	81,455	15,550	31,685	5,850

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は平成22年3月31日現在の人数である。

(イ) 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成22年4月1日現在)

平均年齢	基本給	平均月収額
41.7 歳	352,957 円	517,725 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

(ウ) 職員の手当の状況

a 期末手当・勤勉手当

1人当たり平均支給額(平成21年度)		1,440 千円
(平成21年度支給割合)		
期末手当	勤勉手当	
2.75 月分	1.4 月分	
(1.5) 月分	(0.7) 月分	
(加算措置の状況)		
職制上の段階、職務の級等による加算措置		
・役職加算 5~20%		
・管理職加算 10~20%		

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

b 退職手当(平成22年4月1日現在)

退職手当の基本額	(支給率)	自己都合	勤奨・定年
	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
	その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%)	
退職手当の調整額	在職した職務の級に応じた定額 (0円~50,000円)の60月分		
(退職時特別昇給	なし)		
1人当たり平均支給額	- 千円	27,492 千円	

- (注) 1 退職手当の額は、退職手当の基本額(退職時の給料月額×支給率)に退職手当の調整額を加えて得た額である。
2 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成19~21年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

c 地域手当(平成22年4月1日現在)

支給実績(平成21年度決算)		2,005 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成21年度決算)		91,149 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
和歌山市	3.0 %	10 人	3.0 %
和歌山市及び橋本市以外の県内	0.0 %	10 人	0.0 %

d 特殊勤務手当(平成22年4月1日現在)

支給実績(平成21年度決算)		3 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成21年度決算)		750 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成21年度)		18.2 %	
手当の種類(手当数)		3	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
特別環境作業従事手当	公営企業課、工業用水道管理センターに勤務する職員	①地上10m以上の危険箇所にて行う工業用水施設の管理業務 ②非常に狭く崩落の危険がある、または水道管の破裂等特別な危険の生じる恐れのあるずい道内において調査又は検査	① 日額300円 ② 日額500円
災害応急作業等手当	公営企業課、工業用水道管理センターに勤務する職員	重大な災害が発生した現場(工業用水道の取水口及びずい道)において行う巡回監視、応急作業、応急作業のための災害状況の調査等	日額800円
用地交渉手当	公営企業課、工業用水道管理センターに勤務する職員	現地における公共用地の取得の交渉の業務	日額1,000円

e 時間外勤務手当

支給実績(平成21年度決算)	1,377 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成21年度決算)	77 千円
支給実績(平成20年度決算)	1,362 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成20年度決算)	72 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

f その他の手当(平成22年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(平成21年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(平成21年度決算)
扶養手当	1 配偶者 13,000円 2 配偶者以外の扶養親族 6,500円 (そのうち1人については、配偶者がいない場合 11,000円) 3 満16歳から満22歳までの子 5,000円加算	同じ		3,697 千円	246,433 円
住居手当	1 住居を借り受け月額12,000円を超える家賃を支払っている職員(借家) 最高27,000円 2 自宅を所有している職員(自宅) 3,600円	異なる	2 自宅なし	1,676 千円	104,738 円
通勤手当	通勤距離が片道2km以上で、交通機関を利用し、あるいは交通用具を使用して通勤している職員 1 交通機関 限度額55,000円 2 交通用具 (1) 二輪 2,000~24,500円 (2) 四輪 2,000~44,300円	異なる	2(2) 四輪 2,000~24,500円	3,364 千円	160,175 円

単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴い転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居し単身で生活することを常況とする職員(異動前の住居から異動直後の公署に通勤することが困難であること。)23,000円+加算額(6,000~45,000円、職員の住居と配偶者の住居との交通距離が100km以上の場合に加算)	同じ		348 千円	348,000 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に職務の級及び支給区分に応じて定額を支給(55,000~75,700円)	同じ		2,381 千円	793,600 円

イ 土地造成事業

(ア) 職員給与費の状況

a 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 20年度の総費用に占 める職員給与費比率
年度	千円	千円	千円	%	%
21	2,444,775	▲ 586,458	15,013	0.6	1.2

区分	職員数 A	給 与 費			一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	
年度	人	千円	千円	千円	千円
21	2	7,598	1,841	3,043	6,241

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は平成22年3月31日現在の人数である。

(イ) 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成22年4月1日現在)

平均年齢	基本給	平均月収額
40.5 歳	358,878 円	520,981 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

(ウ) 職員の手当の状況

a 期末手当・勤勉手当

1人当たり平均支給額(平成21年度)		1,522 千円
(平成21年度支給割合)		
期末手当	勤勉手当	
2.75 月分	1.4 月分	
(1.5) 月分	(0.7) 月分	
(加算措置の状況)		
職制上の段階、職務の級等による加算措置		
・役職加算 5~20%		
・管理職加算 10~20%		

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

b 退職手当(平成22年4月1日現在)

退職 手 当 の 基 本 額	(支給率)	自己都合		勤奨・定年	
		月分	月分	月分	月分
勤続20年		23.50	30.55	30.55	30.55
勤続25年		33.50	41.34	41.34	41.34
勤続35年		47.50	59.28	59.28	59.28
最高限度額		59.28	59.28	59.28	59.28
その他の加算措置		定年前早期退職特例措置 (2%~20%)			
退職手当の調整額		在職した職務の級に応じた定額 (0円~50,000円)の60月分			
(退職時特別昇給		なし)			
1人当たり平均支給額		- 千円	-	-	- 千円

- (注) 1 退職手当の額は、退職手当の基本額(退職時の給料月額×支給率)に退職手当の調整額を加えて得た額である。
 2 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

c 地域手当(平成22年4月1日現在)

支給実績(平成21年度決算)		249 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成21年度決算)		124,476 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
和歌山市	3.0 %	2 人	3.0 %

d 特殊勤務手当(平成22年4月1日現在)

支給実績(平成21年度決算)		-		千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成21年度決算)		-		円
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成21年度)		-		%
手当の種類(手当数)		-		-
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価	
-	-	-	-	

e 時間外勤務手当

支給実績(平成21年度決算)	171 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成21年度決算)	86 千円
支給実績(平成20年度決算)	122 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成20年度決算)	61 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

f その他の手当(平成22年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(平成21年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(平成21年度決算)
扶養手当	1 配偶者 13,000円 2 配偶者以外の扶養親族 6,500円 (そのうち1人については、配偶者がいない場合 11,000円) 3 満16歳から満22歳までの子 5,000円加算	同じ		624 千円	312,000 円
住居手当	1 住居を借り受け月額12,000円を超える家賃を支払っている職員(借家) 最高27,000円 2 自宅を所有している職員(自宅) 3,600円	異なる	2 自宅なし	367 千円	183,600 円
通勤手当	通勤距離が片道2km以上で、交通機関を利用し、あるいは交通用具を使用して通勤している職員 1 交通機関 限度額55,000円 2 交通用具 (1) 二輪 2,000~24,500円 (2) 四輪 2,000~44,300円	異なる	2(2)四輪 2,000~24,500円	190 千円	95,160 円

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 一般職員の勤務時間の状況 (平成22年4月1日現在)

区分	1週間の正規の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
知事部局	38:45	9:00	17:45	12:00～13:00
教育委員会	38:45	9:00	17:45	12:00～13:00
警察本部	38:45	9:00	17:45	12:00～13:00

(2) 一般職員の勤務時間の運用状況 (平成22年4月1日現在)

ア 時差通勤制度の実施状況

知事部局	×	教育委員会	×	警察本部	×
------	---	-------	---	------	---

イ フレックスタイム制度の実施状況

知事部局	×	教育委員会	×	警察本部	×
------	---	-------	---	------	---

ウ 育児・介護のための早出・遅出勤務の実施状況

知事部局	○	教育委員会	○	警察本部	○
------	---	-------	---	------	---

(3) 一般職員の年次有給休暇の使用状況 (平成21年1月1日～平成21年12月31日)

区分	総付与日数 (a)	総取得日数 (b)	全対象職員数 (c)	平均取得日数 (b)/(c)	消化率 (b)/(a)
知事部局	117,796.2	33,090.2	3,019	11.0	28.1%
教育委員会	124,576.0	36,999.8	3,257	11.4	29.7%
警察本部	89,259.0	13,072.7	2,272	5.8	14.6%

(注) 教育委員会の職員数には、市町村立学校の教職員数を含まない。

(4) 特別休暇の導入状況

(平成22年6月30日現在)

種類	付与日数
1 公民権行使	必要と認められる期間
2 裁判員・証人・参考人等出頭	必要と認められる期間
3 骨髄移植	必要と認められる期間
4 ボランティア	1暦年7日以内
5 職員の結婚	7日以内
6 妊娠中の通勤	1日を通じて1時間を超えない範囲内で必要と認められる時間
7 妊娠障害(つわり)	7日以内
8 妊娠・産後の保健指導等	妊娠期間に応じ付与
9 産前産後	出産予定日以前8週間(多胎妊娠の場合は14週間)の日から産後8週間を経過する日までの期間
10 生理	必要と認められる期間
11 育児時間	1日2回各45分以内
12 妻の出産	3日以内
13 男性職員の育児参加	5日以内
14 子の看護	1暦年5日以内(子が2人以上の場合は、10日以内)
15 短期介護	1暦年5日以内(要介護者が2人以上の場合は、10日以内)
16 職員の子の婚礼	1日
17 法事等	慣習上最小限度必要と認められる期間
18 忌引き	配偶者10日、父母7日、子5日、祖父母3日他
19 夏季	原則、連続する3日の範囲内の期間
20 永年勤続	連続する3日の範囲内の期間
21 感染症等	必要と認められる期間
22 天災被害	10日を超えない範囲で必要と認められる期間
23 出勤困難	必要と認められる期間

(5) 介護休暇の取得者数 (平成21年度)

(単位:人)

区分	性別等	取得者数	要介護者数(職員との続柄別)									
			計	配偶者	父母	子	配偶者の父母	祖父母	兄弟姉妹	孫	その他	
知事部局	男性職員	2	2	2								
	女性職員	6	6		1	5						
	計	8	8	2	1	5	0	0	0	0	0	
教育委員会	男性職員	9	9	5	4							
	女性職員	38	38	3	24	7	4					
	計	47	47	8	28	7	4	0	0	0	0	
警察本部	男性職員	1	1	1								
	女性職員		0									
	計	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1)分限処分者数(21年度)

(単位:人)

処分の種類		降任	免職	休職	降給	合計	失職
処分事由・任命権者							
(1)勤務成績が良くない場合	知事部局	0 [0]	0 [0]	/	/	0 [0]	/
	教育委員会	0 [0]	0 [0]	/	/	0 [0]	/
	警察本部	0 [0]	0 [0]	/	/	0 [0]	/
	小計	0 [0]	0 [0]	/	/	0 [0]	/
(2)心身の故障の場合	知事部局	0 [0]	0 [0]	95 [31]	/	95 [31]	/
	教育委員会	0 [0]	0 [0]	81 [81]	/	81 [81]	/
	警察本部	0 [0]	0 [0]	41 [12]	/	41 [12]	/
	小計	0 [0]	0 [0]	217 [124]	/	217 [124]	/
(3)職に必要な適格性を欠く場合	知事部局	0 [0]	0 [0]	/	/	0 [0]	/
	教育委員会	0 [0]	0 [0]	/	/	0 [0]	/
	警察本部	0 [0]	0 [0]	/	/	0 [0]	/
	小計	0 [0]	0 [0]	/	/	0 [0]	/
(4)職制・定数の改廃・予算の減少により廃職・過員を生じた場合	知事部局	0 [0]	0 [0]	/	/	0 [0]	/
	教育委員会	0 [0]	0 [0]	/	/	0 [0]	/
	警察本部	0 [0]	0 [0]	/	/	0 [0]	/
	小計	0 [0]	0 [0]	/	/	0 [0]	/
(5)刑事事件に関し起訴された場合	知事部局	/	/	0 [0]	/	0 [0]	/
	教育委員会	/	/	0 [0]	/	0 [0]	/
	警察本部	/	/	0 [0]	/	0 [0]	/
	小計	/	/	0 [0]	/	0 [0]	/
(6)条例で定める事由による場合	知事部局	/	/	0 [0]	0 [0]	0 [0]	/
	教育委員会	/	/	0 [0]	0 [0]	0 [0]	/
	警察本部	/	/	0 [0]	0 [0]	0 [0]	/
	小計	/	/	0 [0]	0 [0]	0 [0]	/
(7)合計((1)~(6)の計)	知事部局	0 [0]	0 [0]	95 [31]	0 [0]	95 [31]	/
	教育委員会	0 [0]	0 [0]	81 [81]	0 [0]	81 [81]	/
	警察本部	0 [0]	0 [0]	41 [12]	0 [0]	41 [12]	/
	合計	0 [0]	0 [0]	217 [124]	0 [0]	217 [124]	/
(8)地公法第28条第4項により失職した者	知事部局	/	/	/	/	/	0
	教育委員会	/	/	/	/	/	0
	警察本部	/	/	/	/	/	0
	小計	/	/	/	/	/	0
(9)地公法第28条第4項に基づく条例により失職しなかった者	知事部局	/	/	/	/	/	0
	教育委員会	/	/	/	/	/	0
	警察本部	/	/	/	/	/	0
	小計	/	/	/	/	/	0

(注) 心身の故障による休職で処分期間を更新した場合等、同一の者が複数回の分限処分に付された場合は、その数を重複して計上している。
[]は、実人数を計上している。

(2)懲戒処分者数(21年度)

(単位:人)

処分の種類		戒告	減給	停職	免職	合計
処分事由・任命権者						
(1)給与・任用に関する不正 (諸給与の不正領得等)	知事部局					0
	教育委員会					0
	警察本部					0
	小計	0	0	0	0	0
(2)一般服務違反関係(信用 失墜行為・欠勤・勤務態度 の不良等)	知事部局	1				1
	教育委員会	1	1			2
	警察本部					0
	小計	2	1	0	0	3
(3)一般非行関係(金銭・異性 関係等の非行等)	知事部局		1			1
	教育委員会				1	1
	警察本部					0
	小計	0	1	0	1	2
(4)収賄等関係	知事部局					0
	教育委員会					0
	警察本部					0
	小計	0	0	0	0	0
(5)道路交通法違反	知事部局			1		1
	教育委員会				2	2
	警察本部					0
	小計	0	0	1	2	3
(6)監督責任	知事部局	2				2
	教育委員会		1			1
	警察本部					0
	小計	2	1	0	0	3
(7)合計((1)~(6)の計)	知事部局	3	1	1	0	5
	教育委員会	1	2	0	3	6
	警察本部	0	0	0	0	0
	合計	4	3	1	3	11

(注)同一の者が複数回にわたって懲戒処分に付された場合、その数を重複して計上している。

5 職員のサービスの状況

(1) 育児休業、育児のための部分休業及び育児短時間勤務の取得者数 (平成21年度) (単位:人)

区分	性別等	育児休業 取得者数	部分休業 取得者数	育児短時間 勤務取得 者数	平成21年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員				育休取得率
					育児休業 対象者数	うち育児休業 取得者数	うち部分休業 取得者数	うち育児短 時間勤務取 得者数	
知事部局	男性職員		1		13				0.0%
	女性職員	26 36	1 5	4 1	26	26			100.0%
	計	26 36	2 5	4 1	39	26			66.7%
教育 委員会	男性職員	1 2			153	1			0.7%
	女性職員	110 180	5 1	1 3	112	109	2	1	97.3%
	計	111 182	5 1	1 3	265	110	2	1	41.5%
警察本部	男性職員				120				0.0%
	女性職員	17 22	1		14	14			100.0%
	計	17 22	1 0	0 0	134	14			10.4%

(注) 「育児休業取得者数」「部分休業取得者数」「育児短時間勤務取得者数」の欄の上段には平成21年度に新たに育児休業(部分休業又は育児短時間勤務)を取得した者、下段には育児休業(部分休業又は育児短時間勤務)の期間が平成20年度から平成21年度にかけて引き続いている者の数を記入。

(2) 育児短時間勤務の勤務形態 (21年度中に新たに育児短時間勤務を取得した職員) (単位:人)

区分	性別等	勤務形態				合計
		1日3時間55分	1日4時間55分	週3日	週2日半	
知事部局	男性職員					0
	女性職員	2	2			4
	計	2	2	0	0	4
教育 委員会	男性職員					0
	女性職員	1				1
	計	1	0	0	0	1
警察本部	男性職員					0
	女性職員					0
	計	0	0	0	0	0

(3) 修学部分休業の実施状況

(平成21年度)

区分	実施状況	取得者数
知事部局	○	
教育 委員会	○	
警察本部	○	

(4) 高齢者部分休業の実施状況

(平成21年度)

区分	実施状況	取得者数
知事部局	○	
教育 委員会	○	1
警察本部	○	

(5) 自己啓発等休業の実施状況

(平成21年度)

区分	実施状況	取得者数
知事部局	○	3
教育 委員会	○	
警察本部	○	

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1)研修状況 (平成22年度)

研修名等		対象者	回数等	日数(日)	修了者数(人)	備考
一般研修	新規採用職員研修(事前、前期、中期、後期)	知事部局職員(新規採用職員)	2	9	89	社会福祉施設体験研修の修了者は66名
	中堅職員研修	知事部局職員(採用後5年目の者)	2	2	76	
	新任主査研修	知事部局職員(新任係長級)			94	民間体験研修(各自約1ヶ月)
	新任課長補佐研修	知事部局職員(新任課長補佐級)	3	2	141	
	新任管理者研修	知事部局職員(新任管理者)	2	2	90	
	新任所属長研修	知事部局職員(新任所属長)	2	2	64	
	教育委員会事務局等職員研修	教育委員会職員(事務局等新採職員)	1	1	36	
	県教育庁等職員人権研修	教育委員会職員(事務局等職員)	1	2	455	
	初任科	警察本部職員(新採警察官A)	2	178	72	1期生178日
	初任科	警察本部職員(新採警察官B)	1	304	37	
	一般職員初任科	警察本部職員(新採一般職員)	2	28	19	1期生28日
	初任補修科	警察本部職員(採用時教養警察官A)	2	60	58	1期生60日
	初任補修科	警察本部職員(採用時教養警察官B)	1	79	40	
幹部研修	警察本部職員(警部以上)	2	2	200	1回100名	
人権研修	警察本部職員(警部補以下)	2	2	250	1回100名	
特別研修	実践的問題解決研修	知事部局職員(係長級昇任前の職員等)	2	2	68	
	政策形成能力開発研修		1	2	28	
	企画力向上研修	知事部局職員(課長補佐級昇任前の職員等)	1	2	39	
	政策形成能力向上研修		1	2	25	
	話し方講座		2	2	77	
	住民との対話能力向上研修	知事部局職員(係長級昇任前の職員等)	3	2	71	
	プレゼンテーション研修(基礎)		2	2	63	
	プレゼンテーション研修(演習)	知事部局職員(課長補佐級昇任前の職員等)	1	2	10	
	地方自治法講座		1	2	38	
	行政法講座(基礎)	知事部局職員(係長級昇任前の職員等)	1	2	35	
	地方公務員法講座		1	2	30	
	民法講座(基礎)		1	3	24	
	民法講座(演習)	知事部局職員(全職員)	1	2	17	
	簿記・企業会計研修(基礎)		2	2	47	
	文章力養成講座	知事部局職員(係長級昇任前の職員等)	2	2	69	
	契約実務講座(基礎)		2	2	44	
	政策法務能力研修		1	2	11	
	財務諸表の見方研修	知事部局職員(課長補佐級昇任前の職員等)	1	2	35	
	統計分析講座		1	2	38	
	リスクマネジメント研修		1	2	50	
	ビジネスコーチング研修	知事部局職員(課長補佐級以上の職員等)	1	2	27	
	メンタルコーチング研修		2	2	83	
	職場風土革新研修		1	2	22	
	CS(住民満足度)向上研修	知事部局職員(課長補佐級昇任前の職員等)	1	2	55	
	タイムマネジメント研修		1	2	33	
	職場研修委員研修	知事部局職員(新たに職場研修委員に任命された者)	2	1	76	
	現業技能員選考対象者研修	知事部局職員(現業技能員選考対象者の資格を有する職員)	1	1	1	
	行政職への任用替え研修	知事部局職員(現業職から行政職への任用替えに伴う採用選考に合格した職員)	1	2	3	
	育休任期付職員等研修	知事部局職員(育児休業代替職員)	2	3	25	
	育児休業者職場復帰サポート研修	知事部局職員(育児休業職場復帰者)	1	1	13	
セミナー	職場研修指導者セミナー	知事部局職員(職場研修委員)	4	1	261	
	人権・同和特別研修指導責任者研修会	知事部局職員(職場研修委員、振興局人権担当職員等)	1	1	118	
	社会安全セミナー	警察本部職員	1	1	2	

研修名等		対象者	回数等	日数(日)	修了者数(人)	備考
基本研修	新任校長研修	教育委員会職員(管理職(校長))	2	2	61	
	新任教頭研修	教育委員会職員(管理職(教頭))	2	2	57	
	新任教務主任研修	教育委員会職員(新任教務主任)	1	1	83	
	初任者研修	教育委員会職員(新規採用教員)	1	19	196	
	初任者研修(宿泊研修)	教育委員会職員(新規採用教員)	1	2	196	
	初任者研修(2年次研修)(20年度継続)	教育委員会職員(新規採用20年度継続者)	1	4	195	
	5年経験者研修	教育委員会職員(5年経験者教員)	1	4	77	
	5年経験者研修(20年度継続)	教育委員会職員(5年経験20年度継続者)	1	2	80	
	10年経験者研修	教育委員会職員(10年経験者教員)	1	11	95	
	10年経験者研修(20年度継続)	教育委員会職員(10年経験20年度継続者)	1	3	100	
	特別支援学級担当教員研修	教育委員会職員(特別支援学級担任担当教員)	4	4	59	
	新規採用養護教員研修	教育委員会職員(新規採用養護教員)	10	10	4	
	養護教員10年経験者研修	教育委員会職員(10年経験者養護教員)	5	5	10	
	新規採用栄養教諭研修	教育委員会職員(新規採用栄養教諭)	6	6	7	
	新規採用栄養職員研修	教育委員会職員(新規採用栄養職員)	10	10	4	
	栄養職員経験者研修	教育委員会職員(栄養職員経験者)	5	5	7	
新規採用学校事務職員研修	教育委員会職員(新規採用学校事務職員)	4	4	23		
新任・2年次主査研修	教育委員会職員(H20・21に主査発令された学校事務職員)	2	2	21		
新任事務長研修	教育委員会職員(H21に事務長発令された学校事務職員)	1	1	10		
専門研修	小・中学校キャリア教育推進のための研修	教育委員会職員(教員)	3	3	61	
	県立学校キャリア教育推進のための研修		3	3	60	
	児童の課題に対応した小学校国語科教育研修講座		1	1	24	
	生徒の課題に対応した中学校・高等学校国語科教育研修講座		1	1	25	
	子どもたちが自ら考える社会科学習研修講座(小学校)		1	1	8	
	授業づくり地域の素材を生かす中学校社会科・高等学校地理歴史科教育研修講座		1	1	23	
	活力を育てる算数科教育研修講座		1	1	24	
	活力を育てる数学科教育研修講座		1	1	36	
	小学校理科教育研修講座		1	1	17	
	中学校理科教育研修講座		1	1	28	
	高等学校理科教育研修講座		1	1	10	
	高等学校実習助手研修講座(理科)		1	1	10	
	自然観察研修講座		1	1		※台風のため中止
	電子顕微鏡活用研修講座		1	1	8	
	四季の星座研修講座		1	1	35	
	楽しみ親しむ日本の伝統音楽研修講座		1	1	18	
	つくりだす喜びを味わわせる図画工作科教育研修講座		1	1	6	
	運動の楽しさを味わわせる小学校体育科研修講座		1	1	14	
	生活課題に対応する力を育てる技術・家庭科教育研修講座(家庭分野)		1	1	11	
	「わかる授業」を目指す中学校・高等学校英語科教育研修講座		3	3	33	
	総合的な学習の時間研修講座		1	1	28	
	道徳の授業づくり研修講座		1	1	69	
	聴覚障害児教育研修講座		1	1	18	
	知的障害児教育研修講座		2	2	39	
	病虚弱児教育研修講座		1	1	12	
	特別支援学校・特別支援学級担当教員スキルアップ研修講座		2	2	63	
	通常の学級で進める特別支援教育研修講座		4	4	82	
	管理職のための教育相談研修講座		1	1	23	
	教育相談研修基礎講座		3	3	51	
	教育相談研修専門講座		5	5	34	
	学校を元気にする組織マネジメント研修講座		1	1	16	
	学校における危機管理研修講座		1	1	21	
	気づく・学ぶ・広げる人権教育研修講座		1	1	45	
児童生徒との人間関係づくりを重視した生徒指導研修講座	2	2	76			
グループアプローチ研修講座	2	2	38			
授業力向上研修講座	1	1	41			
読解力向上研修講座	1	1	59			
活力ある学校図書館をめざす司書教諭・学校司書等研修講座	1	1	47			

研修名等		対象者	回数等	日数(日)	修了者数(人)	備考
専 門 研 修	小規模校・複式校の特性を生かした教育実践研修講座	教育委員会職員(教員)	1	1	11	
	環境教育研修講座		1	1	32	
	防災教育研修講座		1	1	27	
	学校が元気になる、地域との共育を考える研修講座		1	1	49	
	ステップアップ研修(ジョイントカレッジ事業)	教育委員会職員(選考された職員)	32	34	20	
	警部補任用科	警察本部職員(昇任予定の巡査部長)	1	12	14	
	巡査部長任用科	警察本部職員(昇任予定の巡査長)	1	12	9	
	生活安全任用科	警察本部職員(生活安全警察任用予定者)	1	26	13	
	捜査及び鑑識専務員任用科	警察本部職員(刑事警察任用予定者)	1	24	16	
	交通任用科	警察本部職員(交通警察任用予定者)	1	12	14	
	警備任用科	警察本部職員(警備警察任用予定者)	1	12	14	
	特殊犯捜査専科	警察本部職員(警部補以下の警察官)	1	10	14	
	術科指導者専科		1	5	16	
	証人出廷専科		1	5	14	
	検視実務専科		1	5	14	
	職務質問専科		1	12	8	
	警護専科		1	5	14	
	交通実務専科		1	12	18	
	刑事実務専科		1	5	13	
	緊急二輪専科		1	16	10	
総合実務専科	3		9	68		
組織犯罪対策専科	1		5	17		
鑑識任用専科	1		9	21		
緊急自動車運転技能者専科	1		18	5		
看守任用専科	1		10	27		
警察安全相談・被害者対策専科	1		5	14		
サイバー犯罪捜査対策専科	警察本部職員(係長以下の職員)		1	5	15	
情報管理専科	1		5	14		
総合実務専科	1		3	19		
情 報 教 育	学校経営に生かす学校情報セキュリティ研修講座	教育委員会職員(管理職)	1	1	14	
	事例に学ぶ情報モラル教育研修講座	教育委員会職員(教員)	1	1	28	
	授業に生かすプレゼンテーションソフト(基礎)研修講座		1	1	24	
	校務に生かす表計算ソフト(基礎)研修講座		1	1	21	
	ICT授業活用研修講座(書画カメラ活用)		1	1	14	
	コンピュータで簡単動画編集(基礎)研修講座		1	1	24	
学校事務職員パソコン研修応用講座	1		1	24		
教育相談	教育相談主事等派遣事業等に係る研修	教育委員会職員(教員)	242	1	5,308	
長 期 研 修	長期研修員研修	教育委員会職員(選考された職員)		1年	11	
	教員の長期社会体験研修			1年	9	
合 計					11,774	

(2) 勤務成績の評定状況

(平成21年度)

区分	勤務成績の評定の概要																							
知事部局	被評価者及び評価者	<table border="1"> <thead> <tr> <th>被評価者</th> <th>第1次評価者</th> <th>第2次評価者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>部長級職員</td> <td>本庁の部長等</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>次長級職員(本庁・出先) " (振興局)</td> <td>本庁の部長等 振興局長</td> <td>— —</td> </tr> <tr> <td>課長級 所属長職員(本庁・出先) " " (振興局)</td> <td>本庁の局長等 振興局長</td> <td>本庁の部長等 —</td> </tr> <tr> <td>課長級職員(本庁・出先)※所属長職員を除く " (振興局)※所属長職員を除く</td> <td>所属長 振興局の部長等</td> <td>本庁の局長等 振興局長</td> </tr> <tr> <td>課長補佐級以下及び現業職員(本庁) " (出先)</td> <td>副課長等 次長等 ※管理職手当受給者</td> <td>所属長 "</td> </tr> <tr> <td>" (振興局)</td> <td>副部長等</td> <td>"</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 課長級職員には、管理職手当を受給している課長補佐級職員を含む。</p>		被評価者	第1次評価者	第2次評価者	部長級職員	本庁の部長等	—	次長級職員(本庁・出先) " (振興局)	本庁の部長等 振興局長	— —	課長級 所属長職員(本庁・出先) " " (振興局)	本庁の局長等 振興局長	本庁の部長等 —	課長級職員(本庁・出先)※所属長職員を除く " (振興局)※所属長職員を除く	所属長 振興局の部長等	本庁の局長等 振興局長	課長補佐級以下及び現業職員(本庁) " (出先)	副課長等 次長等 ※管理職手当受給者	所属長 "	" (振興局)	副部長等	"
	被評価者	第1次評価者	第2次評価者																					
	部長級職員	本庁の部長等	—																					
	次長級職員(本庁・出先) " (振興局)	本庁の部長等 振興局長	— —																					
	課長級 所属長職員(本庁・出先) " " (振興局)	本庁の局長等 振興局長	本庁の部長等 —																					
	課長級職員(本庁・出先)※所属長職員を除く " (振興局)※所属長職員を除く	所属長 振興局の部長等	本庁の局長等 振興局長																					
	課長補佐級以下及び現業職員(本庁) " (出先)	副課長等 次長等 ※管理職手当受給者	所属長 "																					
	" (振興局)	副部長等	"																					
	評価の構成	<p>① 職務行動評価 被評価者の評価期間中の職務行動を、職務遂行に必要とされる能力を表象する職務行動に着目した基準により評価（「能力」を評価）</p> <p>② 役割達成度評価 被評価者の担当する業務内容に即して、その課題、目標、進め方等を明確にした上で、評価期間における業務の実施結果を評価（「実績」を評価）</p>																						
	評価要素	<p>① 職務行動評価</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>部次長級</td> <td>企画立案、コミュニケーション、実行力、責任感、倫理観</td> </tr> <tr> <td>課長級</td> <td>企画立案、コミュニケーション、実行力、責任感、倫理観</td> </tr> <tr> <td>課長補佐級</td> <td>企画立案、コミュニケーション、実行力、責任感、倫理観</td> </tr> <tr> <td>係長級</td> <td>企画立案、コミュニケーション、実行力、責任感、倫理観</td> </tr> <tr> <td>一般職員</td> <td>企画立案、コミュニケーション、実行力、責任感、倫理観</td> </tr> <tr> <td>現業職員</td> <td>情報整理・知識、コミュニケーション、実行力、責任感、倫理観</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 役割達成度評価</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>部次長級</td> <td rowspan="6">勤務実績(目標に対する達成度)</td> </tr> <tr> <td>課長級</td> </tr> <tr> <td>課長補佐級</td> </tr> <tr> <td>係長級</td> </tr> <tr> <td>一般職員</td> </tr> <tr> <td>現業職員</td> </tr> </tbody> </table>		部次長級	企画立案、コミュニケーション、実行力、責任感、倫理観	課長級	企画立案、コミュニケーション、実行力、責任感、倫理観	課長補佐級	企画立案、コミュニケーション、実行力、責任感、倫理観	係長級	企画立案、コミュニケーション、実行力、責任感、倫理観	一般職員	企画立案、コミュニケーション、実行力、責任感、倫理観	現業職員	情報整理・知識、コミュニケーション、実行力、責任感、倫理観	部次長級	勤務実績(目標に対する達成度)	課長級	課長補佐級	係長級	一般職員	現業職員		
部次長級	企画立案、コミュニケーション、実行力、責任感、倫理観																							
課長級	企画立案、コミュニケーション、実行力、責任感、倫理観																							
課長補佐級	企画立案、コミュニケーション、実行力、責任感、倫理観																							
係長級	企画立案、コミュニケーション、実行力、責任感、倫理観																							
一般職員	企画立案、コミュニケーション、実行力、責任感、倫理観																							
現業職員	情報整理・知識、コミュニケーション、実行力、責任感、倫理観																							
部次長級	勤務実績(目標に対する達成度)																							
課長級																								
課長補佐級																								
係長級																								
一般職員																								
現業職員																								
評価方法	<p>① 職務行動評価 5段階による絶対評価</p> <p>② 役割達成度評価 点数による絶対評価</p>																							
自己評価の有無	<p>① 職務行動評価 有り</p> <p>② 役割達成度評価 "</p>																							
評価基準日	<p>① 職務行動評価 11月1日</p> <p>② 役割達成度評価 2月1日</p>																							
評価対象期間	<p>① 職務行動評価 4月1日から翌3月31日まで</p> <p>② 役割達成度評価 "</p>																							
評定結果の活用方法	<p>① 職務行動評価 人材育成、任用・人事配置、分限及び給与の決定のための資料</p> <p>② 役割達成度評価 人材育成及び給与の決定のための資料</p>																							

区分	勤務成績の評定の概要																																																				
教育委員会	被評価者及び評価者	<p>(1)教育庁</p> <table border="1" data-bbox="576 315 1401 490"> <thead> <tr> <th>被評価者</th> <th>第1次評価者</th> <th>第2次評価者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>局長、参事</td> <td>教育長</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>課室長(室は附置室の長)</td> <td>局長</td> <td>教育長</td> </tr> <tr> <td>副課長、教育企画員(課長級)</td> <td>課長</td> <td>局長</td> </tr> <tr> <td>上記以外の職員</td> <td>副課長</td> <td>課室長</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)学校以外の教育機関</p> <table border="1" data-bbox="576 539 1401 844"> <thead> <tr> <th>被評価者</th> <th>第1次評価者※2</th> <th>第2次評価者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所・館長※1</td> <td>局長</td> <td>教育長</td> </tr> <tr> <td>副所長、副館長、紀南図書館長、主幹、専門員(課長級)</td> <td>所・館長※1</td> <td>局長</td> </tr> <tr> <td>上記以外の職員</td> <td>副所長</td> <td>所長</td> </tr> <tr> <td>教育センター学びの丘の職員</td> <td>副館長</td> <td>館長※1</td> </tr> <tr> <td>図書館の職員</td> <td>副館長</td> <td>館長※1</td> </tr> <tr> <td>紀南図書館の職員</td> <td>紀南図書館長</td> <td>館長※1</td> </tr> <tr> <td>体育館・武道館の職員</td> <td>—</td> <td>館長※1</td> </tr> <tr> <td>近代美術館・博物館・紀伊風土記の丘・自然博物館の職員</td> <td>副館長</td> <td>館長※1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 専決規程により館長の権限の事務の一部を指定された者は、館長と読み替える。 ※2 第1次評価者には、上記のほか別に評価者を定めることができる。</p> <p>(3)派遣職員</p> <table border="1" data-bbox="576 927 1401 1028"> <thead> <tr> <th>被評価者</th> <th>第1次評価者</th> <th>第2次評価者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>文化財センターの職員</td> <td>事務局次長</td> <td>文化遺産課長</td> </tr> <tr> <td>地域教育主事(派遣社会教育主事)</td> <td>生涯学習課長</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	被評価者	第1次評価者	第2次評価者	局長、参事	教育長	—	課室長(室は附置室の長)	局長	教育長	副課長、教育企画員(課長級)	課長	局長	上記以外の職員	副課長	課室長	被評価者	第1次評価者※2	第2次評価者	所・館長※1	局長	教育長	副所長、副館長、紀南図書館長、主幹、専門員(課長級)	所・館長※1	局長	上記以外の職員	副所長	所長	教育センター学びの丘の職員	副館長	館長※1	図書館の職員	副館長	館長※1	紀南図書館の職員	紀南図書館長	館長※1	体育館・武道館の職員	—	館長※1	近代美術館・博物館・紀伊風土記の丘・自然博物館の職員	副館長	館長※1	被評価者	第1次評価者	第2次評価者	文化財センターの職員	事務局次長	文化遺産課長	地域教育主事(派遣社会教育主事)	生涯学習課長	—
	被評価者	第1次評価者	第2次評価者																																																		
局長、参事	教育長	—																																																			
課室長(室は附置室の長)	局長	教育長																																																			
副課長、教育企画員(課長級)	課長	局長																																																			
上記以外の職員	副課長	課室長																																																			
被評価者	第1次評価者※2	第2次評価者																																																			
所・館長※1	局長	教育長																																																			
副所長、副館長、紀南図書館長、主幹、専門員(課長級)	所・館長※1	局長																																																			
上記以外の職員	副所長	所長																																																			
教育センター学びの丘の職員	副館長	館長※1																																																			
図書館の職員	副館長	館長※1																																																			
紀南図書館の職員	紀南図書館長	館長※1																																																			
体育館・武道館の職員	—	館長※1																																																			
近代美術館・博物館・紀伊風土記の丘・自然博物館の職員	副館長	館長※1																																																			
被評価者	第1次評価者	第2次評価者																																																			
文化財センターの職員	事務局次長	文化遺産課長																																																			
地域教育主事(派遣社会教育主事)	生涯学習課長	—																																																			
評価の構成	<p>① 勤務成績評価 職務遂行上の能力、意欲、成績を評価するものであり、自己評価を行うとともに、評価者が被評価者の勤務成績を評価</p> <p>② 個人目標申告に基づく実績評価 職員が自ら職務上の目標を設定し、その達成状況を自己評価するとともに、第1次評価者及び第2次評価者が被評価者の業績を評価</p>																																																				

区分	勤務成績の評定の概要														
教育委員会	評価要素	<p>① 勤務成績評価</p> <table border="1" data-bbox="576 304 1407 674"> <tr> <td>局長、参事、課室長、所・館長</td> <td>識見、判断力、構想力、育成力・統率力、折衝力、規律性、責任感、積極性、協調性、仕事の質・量</td> </tr> <tr> <td>副課長、教育企画員(課長級)、副所・副館長、紀南図書館長、主幹、専門員(課長級)</td> <td>知識・技能、判断力、企画力、指導力、対応・折衝力、規律性、責任感、積極性、協調性、仕事の質・量</td> </tr> <tr> <td>課長補佐級</td> <td>知識・技能、判断力、企画力、指導力、対応・折衝力、規律性、責任感、積極性、協調性、仕事の質・量</td> </tr> <tr> <td>指導主事、社会教育主事、教育相談主事</td> <td>知識・技能、判断力、企画力、対応・折衝力、規律性、責任感、積極性、協調性、仕事の質・量</td> </tr> <tr> <td>係長級、一般職員</td> <td>知識・技能、判断力、企画力、対応・折衝力、規律性、責任感、積極性、協調性、仕事の質・量</td> </tr> <tr> <td>現業職員</td> <td>注意力、熟練性、規律性、責任感、積極性、協調性、仕事の質・量</td> </tr> </table> <p>② 個人目標申告に基づく実績評価 業務達成に向けた過程における行動を、「積極性」「責任感」「協調性」「規律性」など意欲評価を中心に総合的に評価</p>		局長、参事、課室長、所・館長	識見、判断力、構想力、育成力・統率力、折衝力、規律性、責任感、積極性、協調性、仕事の質・量	副課長、教育企画員(課長級)、副所・副館長、紀南図書館長、主幹、専門員(課長級)	知識・技能、判断力、企画力、指導力、対応・折衝力、規律性、責任感、積極性、協調性、仕事の質・量	課長補佐級	知識・技能、判断力、企画力、指導力、対応・折衝力、規律性、責任感、積極性、協調性、仕事の質・量	指導主事、社会教育主事、教育相談主事	知識・技能、判断力、企画力、対応・折衝力、規律性、責任感、積極性、協調性、仕事の質・量	係長級、一般職員	知識・技能、判断力、企画力、対応・折衝力、規律性、責任感、積極性、協調性、仕事の質・量	現業職員	注意力、熟練性、規律性、責任感、積極性、協調性、仕事の質・量
	局長、参事、課室長、所・館長	識見、判断力、構想力、育成力・統率力、折衝力、規律性、責任感、積極性、協調性、仕事の質・量													
	副課長、教育企画員(課長級)、副所・副館長、紀南図書館長、主幹、専門員(課長級)	知識・技能、判断力、企画力、指導力、対応・折衝力、規律性、責任感、積極性、協調性、仕事の質・量													
	課長補佐級	知識・技能、判断力、企画力、指導力、対応・折衝力、規律性、責任感、積極性、協調性、仕事の質・量													
	指導主事、社会教育主事、教育相談主事	知識・技能、判断力、企画力、対応・折衝力、規律性、責任感、積極性、協調性、仕事の質・量													
	係長級、一般職員	知識・技能、判断力、企画力、対応・折衝力、規律性、責任感、積極性、協調性、仕事の質・量													
	現業職員	注意力、熟練性、規律性、責任感、積極性、協調性、仕事の質・量													
評価方法	<p>① 勤務成績評価 5段階による絶対評価 ② 個人目標申告に基づく実績評価 ”</p>														
自己評価の有無	<p>① 勤務成績評価 有り ② 個人目標申告に基づく実績評価 ”</p>														
評価基準日	<p>① 勤務成績評価 11月1日 ② 個人目標申告に基づく実績評価 1月31日</p>														
評価対象期間	<p>① 勤務成績評価 4月1日から翌3月31日まで ② 個人目標申告に基づく実績評価 ”</p>														
評定結果の活用方法	<p>① 勤務成績評価 職員の意欲の向上や組織の活性化並びに人材育成及び適正配置のための資料 ② 個人目標申告に基づく実績評価 人材育成及び給与決定の資料</p>														
県立学校	被評価者及び評価者	<table border="1" data-bbox="571 1205 1401 1323"> <thead> <tr> <th>被評価者</th> <th>第1次評価者</th> <th>調整者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>校長</td> <td>教育長</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>その他の職員</td> <td>校長</td> <td>教育長</td> </tr> </tbody> </table>		被評価者	第1次評価者	調整者	校長	教育長	—	その他の職員	校長	教育長			
	被評価者	第1次評価者	調整者												
	校長	教育長	—												
	その他の職員	校長	教育長												
	評価の構成	職務の状況及び勤務の状況等に基づき評定													
	評価要素	<table border="1" data-bbox="571 1435 1401 1547"> <tr> <td>校長</td> <td>教育計画と運営、職員の指導と管理、施設設備の管理、事務の掌握、地域社会との連携</td> </tr> <tr> <td>その他の職員</td> <td>学級経営、学習指導、生活指導、研修、校務の処理等</td> </tr> </table>		校長	教育計画と運営、職員の指導と管理、施設設備の管理、事務の掌握、地域社会との連携	その他の職員	学級経営、学習指導、生活指導、研修、校務の処理等								
	校長	教育計画と運営、職員の指導と管理、施設設備の管理、事務の掌握、地域社会との連携													
その他の職員	学級経営、学習指導、生活指導、研修、校務の処理等														
評価方法	3段階による絶対評価														
自己評価の有無	無し														
評価基準日	原則として9月1日														
評価対象期間	前年9月1日から8月31日まで														
評定結果の活用方法	勤務成績の評定を行うことにより、その結果に応じた措置を講ずる。														

区分	勤務成績の評定の概要																				
警察本部	被評価者及び評価者	<table border="1"> <thead> <tr> <th>被評定者</th> <th>第1次評定者</th> <th>第2次評定者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>参事官・所属長</td> <td>所管部長</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>次席・管理官・副署長等</td> <td>所属長</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>調査官・課長補佐・署課長等</td> <td>管理官等</td> <td>次席・副署長等</td> </tr> <tr> <td>係長・主任・係員</td> <td>担当補佐・署課長等</td> <td>管理官等</td> </tr> <tr> <td>初任科生</td> <td>担当教官</td> <td>校長補佐</td> </tr> </tbody> </table>		被評定者	第1次評定者	第2次評定者	参事官・所属長	所管部長	—	次席・管理官・副署長等	所属長	—	調査官・課長補佐・署課長等	管理官等	次席・副署長等	係長・主任・係員	担当補佐・署課長等	管理官等	初任科生	担当教官	校長補佐
	被評定者	第1次評定者	第2次評定者																		
	参事官・所属長	所管部長	—																		
	次席・管理官・副署長等	所属長	—																		
	調査官・課長補佐・署課長等	管理官等	次席・副署長等																		
	係長・主任・係員	担当補佐・署課長等	管理官等																		
	初任科生	担当教官	校長補佐																		
	評価の構成	<p>【初任科生以外の警察官・警察職員】</p> <p>① 勤務実績評定 被評定者の勤務実績について、基礎的能力、仕事の姿勢、業務処理能力に着眼して評定</p> <p>② 人物評定 被評定者の人物面について、社会面、活動面、精神面等に着眼して評定</p> <p>【初任科生】</p> <p>① 学術評価 被評定者の学術について、学科、術科成績に基づき評定</p> <p>② 操行評価 被評定者の操行について、生活面、功労面等に着眼して評定</p>																			
評価要素	<p>【初任科生以外の警察官・警察職員】</p> <p>① 勤務実績評定 実行力、折衝力、責任感、積極性、正確性、迅速性等</p> <p>② 人物評定 誠実・実直、信望、忍耐力、は気、ち密、向上心等</p> <p>【初任科生】</p> <p>① 学術評価 学科、術科各科目の成績</p> <p>② 操行評価 責任感、積極性、規律等</p>																				
評価方法	<p>【初任科生以外の警察官・警察職員】 勤務実績評定、人物評定を総合して5段階による絶対評価</p> <p>【初任科生】 学術評価、操行評価を総合して5段階による絶対評価</p>																				
自己評価の有無	有り																				
評価基準日	年間評定 12月31日 半期評定 6月1日、12月1日																				
評価期間	年間評定 1月1日から12月31日まで 半期評定 12月2日から翌年6月1日まで、6月2日から12月1日まで 特別評定(初任科生) 初任教養期間中																				
評定結果の活用方法	昇任、降任及び転任等の人事異動 表彰、懲戒及び分限 昇給及び勤勉手当 指導教養及び監督																				

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1)公務災害・通勤災害の認定件数

(平成21年度)

区分		件数	区分		件数	区分		件数
公務災害		104	通勤災害		8	合計		112
内訳	知事部局	28	内訳	知事部局	2	内訳	知事部局	30
	教育委員会	23		教育委員会	2		教育委員会	25
	警察本部	53		警察本部	4		警察本部	57

(2)健康診断実施状況

(平成21年度)

健康診断名	受診対象者	受診者数		
		知事部局	教育委員会	警察本部
定期健康診断	全職員	3,794	3,678	2,542
雇入時健康診断	新規採用職員	100	4	
電離放射線業務健康診断	放射線業務に従事する職員	21		
農業業務健康診断	農業取扱業務に従事する職員	143		
有機溶剤等業務健康診断	有機溶剤等取扱業務に従事する職員	56		
振動業務健康診断	振動工具取扱業務に従事する職員	96		
家畜疾病等取扱業務健康診断	動物の負傷・疾病等取扱業務に従事する職員	89		
介護業務健康診断(腰痛検査)	県こども・障害者相談センターにおいて障害者を介護する職員のうち希望者、特別支援学校教職員のうち希望者		80	
給食業務健康診断	給食業務従事者		18	
VDT作業健康診断	VDT作業に従事する職員(教育委員会は学校の教職員を除く。)	4,258	374	2,459
B型肝炎健康診断	血液取り扱い業務従事者のうち希望者、特別支援学校教職員のうち希望者	18	1,088	85
乗船業務健康診断	乗船業務に従事する職員	18		
深夜業務従事者健康診断	深夜業務に従事する職員	96		573
ホルムアルデヒド取扱業務従事者健康診断	ホルムアルデヒド取扱業務に従事する職員	8		
結核健診	医療関係者で結核患者と直接接する機会のある職員	2	3,411	
特定化学物質等取扱業務健康診断	特定化学物質取扱業務に従事する職員	22		

(3)(財)和歌山県職員互助会・(財)和歌山県教育互助会・(財)和歌山県警察共助会の状況

(平成21年度)

	(財)和歌山県職員互助会	(財)和歌山県教育互助会	(財)和歌山県警察共助会
会員数	5,176人	9,911人	2,536人
掛金	20,668千円	451,158千円	80,974千円
掛金率	(給料)×1/1000	(給料)×10/1000	(給料+扶養手当)×8/1000
補助金	0千円	0千円	0千円

(注) 各互助会に対する補助金については、平成18年度から廃止した。

8 その他知事が必要と認める事項
 定年退職者・勸奨退職者の再就職者数

区分 職種	平成20年度 退職者数 a	合計 b	aのうち再就職者数 (平成21年度)										再就職 しない者 n	不明で ある者 o			
			県に再就職した者					県以外に再就職した者									
			再任用職員 (常時勤務) c	再任用職員 (短時間勤務) d	非常勤職員 e	臨時職員 f	その他 g	他の地方公共団体 うち再任用職員 h	外郭団体 j	非営利団体 (外郭団体除く) k	営利企業 (外郭団体除く) l	自営業 m					
一般行政職	195	112	1	55	4					3		1	38	5	5	41	42
研究職	11	8		1									3	2	2	3	
医療職	13	8		7								1				5	
技術業務職	29	12		8	1							2			1	8	9
教養職	401	19	19														382
警察職	89	63		11	18					4			18	12			26
合計	738	222	20	82	23	0	0	0	7	0	4	59	19	8	57	459	

II 人事委員会の業務状況

1 職員の競争試験及び選考の状況

(1) 競争試験の状況(平成21年度)

ア 採用試験

(ア) 試験の名称 I種(大学卒業程度)試験

- a 受験資格 (a) 昭和49年4月2日から昭和63年4月1日までに生まれた人
 (b) 昭和63年4月2日以降に生まれた人で大学(短大を除く。)を卒業した人又は平成22年3月末日までに卒業見込みの人
 (c) 人事委員会が(b)に該当する人と同等の資格があると認める人

b 第1次試験

実施日：平成21年6月28日(日)

場所：和歌山会場

県立向陽高等学校

田辺会場

県立田辺高等学校

c 最終試験

実施日：平成21年8月3日(月)

場所：県民文化会館

和歌山ビッグ愛

平成21年8月5日(水)

平成21年8月10日(月)

平成21年8月11日(火)

試験区分	申込者数	1次受験者数	1次合格者数	最終合格者数	競争倍率
一般行政職 通 常 職 枠	587	430	105	35	12.3
一般行政職 特 別 職 枠	75	57	23	5	11.4
学校事務職	120	94	14	7	13.4
警察事務職	181	135	26	13	10.4
総合土木職	43	30	10	5	6.0
建築職	23	20	8	4	5.0
機械職B	19	11	3	1	11.0
化学職	35	20	5	2	10.0
農学職	40	33	8	4	8.3
林学職	13	10	3	1	10.0
水産職	19	8	3	1	8.0
合計	1,155	848	208	78	10.9

試験区分のうち、機械職Bは勤務場所が警察本部及び警察署になります。

(イ) 試験の名称 III種(高校卒業程度)試験

- a 受験資格 昭和60年4月2日から平成4年4月1日までに生まれた人
 ただし、学歴制限あり

b 第1次試験

実施日：平成21年9月27日(日)

場所：和歌山会場

県立星林高等学校

田辺会場

県立田辺高等学校

新宮会場

県立新宮高等学校

c 最終試験

実施日：平成21年10月26日(月)

場所：県民文化会館

試験区分	申込者数	1次受験者数	1次合格者数	最終合格者数	競争倍率
一般事務	43	37	7	3	12.3
学校事務	200	160	22	11	14.5
警察事務	89	75	12	6	12.5
土木	10	7	3	1	7.0
合計	342	279	44	21	13.3

(ウ) 試験の名称 警察官A

- a 受験資格 昭和52年4月2日から平成4年4月1日までに生まれた人
 (a) 学校教育法による大学(短大を除く。)を卒業した人又は平成22年3月末日までに卒業見込みの人
 (b) 人事委員会が(a)に該当する人と同等の資格があると認める人
 ※男性武道枠は別途資格要件あり

b 第1次試験

実施日：平成21年5月10日(日)

場所：和歌山会場

県立和歌山商業高等学校

田辺会場

県立神島高等学校

c 第2次試験

実施日：平成21年6月8日(月)

場所：県民文化会館

↓

平成21年6月12日(金)

県立体育館

体力開発センター

d 最終試験

実施日：平成21年7月13日(月)

場所：県民文化会館

平成21年7月14日(火)

試験区分	申込者数	1次受験者数	1次合格者数	2次合格者数	最終合格者数	競争倍率
警察官A 男性一般	394	340	262	136	98	3.5
警察官A 女性一般	56	49	32	17	9	5.4
警察官A 男性武道(柔道)	2	2	2	2	2	1.0
警察官A 男性武道(剣道)	1	1	1	1	1	1.0
合計	453	392	297	156	110	3.6

(イ) 試験の名称 警察官B

- a 受験資格 昭和52年4月2日から平成4年4月1日までに生まれた人
 ただし、次の人は除く。
 (a) 学校教育法による大学(短大を除く。)を卒業した人又は平成22年3月末日までに卒業見込みの人
 (b) 人事委員会が(a)に該当する人と同等の資格があると認める人

b 第1次試験

実施日：平成21年9月20日(日)

場所：和歌山会場

県立和歌山北高等学校

田辺会場

県立神島高等学校

c 第2次試験

実施日：平成21年10月21日(水)

場所：和歌山ビッグ愛

↓

平成21年10月23日(金)

和歌山ビッグホエール

d 最終試験

実施日：平成21年11月25日(水)

場所：県民文化会館

試験区分	申込者数	1次受験者数	1次合格者数	2次合格者数	最終合格者数	競争倍率
警察官 B性 警男	311	262	158	81	40	6.6
警察官 B性 警女	43	33	20	11	5	6.6
合計	354	295	178	92	45	6.6

(オ) 試験の名称 第1回育休任期付職員(Ⅲ種相当)
任期付短時間勤務職員(Ⅲ種相当)

a 受験資格 年齢制限はなし

b 第1次試験

実施日：平成21年8月23日(日)

場所：和歌山会場
県民文化会館
田辺会場
西牟婁振興局

c 最終試験

実施日：平成21年9月7日(月)

場所：県民文化会館

試験区分	申込者数	1次受験者数	1次合格者数	最終合格者数	競争倍率
一般事務・和歌山	22	17	6	3	5.7
一般事務・紀北	19	12	4	2	6.0
一般事務・紀中	18	15	4	2	7.5
一般事務・西牟婁	6	6	4	3	2.0
土木・紀北	1	0	—	—	—
任期付短時間勤務 一般事務・和歌山	4	2	1	1	2.0
任期付短時間勤務 一般事務・東牟婁	4	2	2	1	2.0
合計	74	54	21	12	4.5

試験区分のうち「和歌山」、「紀北」、「紀中」、「西牟婁」及び「東牟婁」の勤務地の範囲は次のとおりです。

- (a) 和歌山：和歌山市、海南市、海草郡
- (b) 紀北：橋本市、紀の川市、岩出市、伊都郡
- (c) 紀中：有田市、御坊市、有田郡、日高郡
- (d) 西牟婁：田辺市、西牟婁郡
- (e) 東牟婁：新宮市、東牟婁郡

(カ) 試験の名称 第2回育休任期付職員(Ⅲ種相当)
任期付短時間勤務職員(Ⅲ種相当)

a 受験資格 年齢制限はなし

b 第1次試験

実施日：平成22年1月31日(日)

場所：和歌山会場
県民文化会館

c 最終試験

実施日：平成22年2月15日(月)

場所：県民文化会館

試験区分	申込者数	1次受験者数	1次合格者数	最終合格者数	競争倍率
一般事務・和歌山	49	42	12	6	7.0
一般事務・紀北	12	10	6	3	3.3
土木・紀北	2	2	1	1	2.0
農業・紀中	4	4	3	1	4.0
任期付短時間勤務 一般事務・和歌山	12	8	5	1	8.0
任期付短時間勤務 一般事務・紀中	6	6	4	1	6.0
合計	85	72	31	13	5.5

試験区分のうち「和歌山」、「紀北」及び「紀中」の勤務地の範囲は次のとおりです。

- (a) 和歌山： 和歌山市、海南市、海草郡
- (b) 紀北： 橋本市、紀の川市、岩出市、伊都郡
- (c) 紀中： 有田市、御坊市、有田郡、日高郡

イ 昇任試験

試験の名称 警察官(警部・警部補・巡査部長)昇任試験

(一般)

種別	受験者数	最終合格者数	競争倍率
警部	108	18	6.0
警部補	196	31	6.3
巡査部長	407	40	10.2

(専門)

種別	受験者数	最終合格者数	競争倍率
警部	25	7	3.6
警部補	11	4	2.8

(2) 選考の状況(平成21年度)

ア 採用選考の状況

(ア) 公募選考試験の状況

a 試験の名称 獣医師及び薬剤師採用選考試験(Ⅰ種試験と同日実施)

(a) 受験資格 昭和45年4月2日以降に生まれた人
(獣医師及び薬剤師とも定められた免許取得者又は平成22年春季までに免許取得見込みの人)

(b) 第1次試験

実施日: 平成21年6月28日(日) 場所: 和歌山会場
県立向陽高等学校
田辺会場
県立田辺高等学校

(c) 最終試験

実施日: 平成21年8月5日(水) 場所: 県民文化会館

試験区分	申込者数	1次受験者数	1次合格者数	最終合格者数	競争倍率
獣 医 師	6	5	3	1	5.0
薬 剤 師	18	12	7	3	4.0

b 試験の名称 資格免許職等職員採用選考試験(Ⅲ種試験と同日実施)

(a) 受験資格 昭和45年4月2日以降に生まれた人
栄養士の免許取得者又は平成22年3月末日までに免許取得見込みの人

(b) 第1次試験

実施日: 平成21年9月27日(日) 場所: 和歌山会場
県立星林高等学校
田辺会場
県立田辺高等学校

(c) 最終試験

実施日: 平成21年10月26日(月) 場所: 県民文化会館

試験区分	申込者数	1次受験者数	1次合格者数	最終合格者数	競争倍率
学 校 栄 養 職 員	61	50	5	2	25.0

c 試験の名称 県工業技術センター研究員採用選考試験

(a) 受験資格 昭和49年4月2日から昭和63年4月1日までに生まれた人

(b) 第1次試験

実施日: 平成21年7月27日(月) 場所: 県工業技術センター

(c) 最終試験

実施日: 平成21年8月31日(月) 場所: 和歌山ビッグ愛

試験区分	申込者数	受験者数	1次合格者数	最終合格者数	競争倍率
試験研究員(高分子化学技術系)	13	13	3	1	13.0
試験研究員(食品加工技術系)	14	14	3	1	14.0
試験研究員(微生物応用技術系)	37	37	3	1	37.0

d 試験の名称 身体障害者を対象とした県職員採用選考試験

(a) 受験資格 昭和49年4月2日から平成4年年4月1日までに生まれた人
身体障害者手帳(1級~4級)の交付を受けている人

自力により通勤ができ、介護者なしに職務遂行できる人
県内に居住している人

(b) 第1次試験

実施日：平成21年11月7日(土)

場所：和歌山ビッグ愛

(c) 最終試験

実施日：平成21年12月3日(木)

場所：県民文化会館

試験区分	申込者数	受験者数	1次合格者数	最終合格者数	競争倍率
一般事務	13	12	3	1	12.0

e 試験の名称 臨床心理士、社会福祉士採用選考試験

(a) 受験資格

臨床心理士 昭和45年4月2日以降に生まれた人で、(財)日本臨床心理士資格認定協会が認定した臨床心理士資格を有する人又は平成22年3月末日までに取得見込みの人

社会福祉士 昭和45年4月2日以降に生まれた人で、社会福祉士の資格を有する人

(b) 第1次試験

実施日：平成21年12月6日(日)

場所：県民文化会館

(c) 最終試験

実施日：平成22年1月15日(金)

場所：県民文化会館

試験区分	申込者数	受験者数	1次合格者数	最終合格者数	競争倍率
臨床心理士	24	21	3	1	21.0
社会福祉士	39	33	5	2	16.5

f 試験の名称 県立博物館学芸員採用選考試験

(a) 受験資格

昭和45年4月2日以降に生まれた人

定められた資格取得者又は平成22年3月末日までに取得見込みの人

(b) 第1次試験

実施日：平成22年1月27日(水)

場所：ホテルアバローム紀の国

(c) 最終試験

実施日：平成22年2月15日(月)

場所：県民文化会館

試験区分	申込者数	受験者数	1次合格者数	最終合格者数	競争倍率
学芸員	54	47	3	1	47.0

g 試験の名称 専任教員採用選考試験

(a) 受験資格

昭和25年4月2日以降に生まれた人

定められた免許取得者又は平成22年3月末日までに免許取得見込みの人

(b) 第1次試験

実施日：平成22年1月31日(日)

場所：県民文化会館

(c) 最終試験

実施日：平成22年2月15日(月)

場所：県民文化会館

試験区分	申込者数	受験者数	1次合格者数	最終合格者数	競争倍率
専任教員	2	1	1	1	1.0

h 試験の名称 県立こころの医療センター看護師、作業療法士採用選考試験

(a) 受験資格

昭和45年4月2日以降に生まれた人

定められた免許取得者又は平成22年春季までに取得見込みの人

(b) 第1次試験

実施日：平成22年1月31日(日)

場所：県民文化会館

試験区分	申込者数	受験者数	最終合格者数	競争倍率
看護師	36	35	8	4.4
作業療法士	3	2	1	2.0

i 試験の名称 第1回育休任期付職員採用選考試験(資格免許職)

(a) 受験資格 試験区分毎に定められた資格免許取得者

(b) 第1次試験

実施日: 平成21年8月23日(日)

場所: 和歌山会場
県民文化会館
田辺会場
西牟婁振興局

(c) 最終試験

実施日: 平成21年9月7日(月)

場所: 県民文化会館

試験区分	申込者数	1次受験者数	1次合格者数	最終合格者数	競争倍率
社会福祉	1	0	-	-	-
栄養士	6	4	3	1	4.0
試験研究員	2	1	1	1	1.0
看護師	1	1	1	1	1.0
合計	10	6	5	3	2.0

j 試験の名称 第2回育休任期付職員採用選考試験(資格免許職)

(a) 受験資格 試験区分毎に定められた資格免許取得者

(b) 第1次試験

実施日: 平成22年1月31日(日)

場所: 和歌山会場
県民文化会館

(c) 最終試験

実施日: 平成22年2月15日(月)

場所: 県民文化会館

試験区分	申込者数	1次受験者数	1次合格者数	最終合格者数	競争倍率
社会福祉	1	1	1	1	1.0
栄養士	3	3	3	1	3.0
学校栄養職員	5	5	3	2	2.5
合計	9	9	7	4	2.3

(イ) その他の選考の状況

職 任命権者	部長	次長	課長	課長補佐	係長	主事又は技師 相当職	その他	警視	警部	警部補	巡査部長	巡査長	巡査	現業職	計
	相当職	相当職	相当職	相当職	相当職	相当職									
知事	1	4	8	7	17	24	6	0	0	0	0	0	0	0	67
教育委員会	0	1	7	9	2	4	0	0	0	0	0	0	0	0	23
警察本部長	0	0	0	0	1	0	0	3	7	6	7	3	0	0	27
合計	1	5	15	16	20	28	6	3	7	6	7	3	0	0	117

イ 昇任選考の状況

職 任命権者	一般職					警察官					計
	部長 相当職	次長 相当職	課長 相当職	課長補佐 相当職	係長 相当職	警視正	警視	警部	警部補	巡査部長	
知事	10	26	125	78	112	0	0	0	0	0	351
教育委員会	0	0	18	27	22	0	0	0	0	0	67
県議会議長	0	1	4	0	1	0	0	0	0	0	6
代表監査委員	1	0	4	0	0	0	0	0	0	0	5
海区漁業調整 委員会 会長	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
人事委員会	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
警察本部長	0	0	2	4	6	0	22	35	21	11	101
合計	11	27	154	110	141	0	22	35	21	11	532

2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

(1) 平成21年職員の給与等に関する報告及び勧告の概要

給与勧告のポイント

- 月例給、ボーナスともに引下げ（平成15年以来6年ぶり）

〔 平均年間給与は△14.0万円（△2.2%）、平成15年の△18.1万円（△2.7%）、平成14年の△16.4万円（△2.4%）に次ぐ引下げ 〕

- ①民間の給与との較差（△523円、△0.14%）を解消するため、月例給の引下げ
- ②期末手当・勤勉手当（ボーナス）0.35月分の引下げ（4.5月分→4.15月分）

ア 県職員給与

県職員の代表的な職種である行政職給料表適用職員の給与等の実態は次のとおりです。なお、県職員の給与は、職員の給与に関する条例等の特例措置により、平成21年4月から平成22年3月までの間、給料の減額（管理職員2%、一般職員1%）が行われており、平成21年4月に実際に支払われた県職員の給与額は、「減額後」の額です。

県職員給与等（平成21年4月分）

区 分	職員数	平均年齢	給与月額	
			減額前	減額後
行政職	3,889人	42.5歳	378,951円	374,877円

※ 全職員（職員数 15,376人 平均年齢 44.3歳 給与月額 404,407円（減額前）、400,282円（減額後））

イ 民間給与と県職員給与との比較

前記アのとおり、県職員の給与は特例措置による減額が行われていますが、この措置が本県の厳しい財政状況によりとられている時限的な措置であるということを考慮して、県職員の給与を検討するに当たっては、減額前の県職員の給与を基に民間給与との比較を行いました。

(ア) 民間給与と県職員給与との公民較差（平成21年4月分）

民間の給与	職員の給与	較 差
378,428円	378,951円	△523円（△0.14%）

※ 減額後の職員の給与 374,877円（較差 3,551円、0.95%）

(イ) 民間の特別給（ボーナス）の支給割合（平成20年8月～平成21年7月）

民間の年間支給割合	職員の年間支給月数	差
4.17月分	4.50月分	△0.33月分

※特定幹部職員の年間支給月数は、4.45月分（△0.28月分）

ウ 平成21年の給与改定の内容

以上の調査の結果を踏まえた平成21年の給与改定の内容は、次のとおりです。

(7) 月例給

民間の給与との較差（△523円、△0.14%）を解消するため、月例給を引下げ

a 行政職給料表

(a) 人事院勧告による国の行政職俸給表（一）に準じて改定

基本的に同率の引下げ（平均改定率△0.2%）とするが、初任給を中心とした若年層（1級から3級の一部）は引下げを行わない。7級以上は平均を0.1%上回る引下げ

(b) 給与構造の見直しによる給料表の引下げ改定に伴う経過措置額の算定基礎となる額についても、引下げ改定が行われる給料月額を受ける職員を対象として引下げ

上記改定を行った場合の平均改定額

給料月額及び経過措置額の合計額 △510円 はね返し分 △13円 計 △523円 (△0.14%)

※「はね返し分」とは、給料の月額を算定基礎としている諸手当の額が増減することによる分をいう。

b その他の給料表

行政職給料表の改定内容に準じて改定（医療職給料表(1)等を除く。）

(i) 期末手当・勤勉手当

民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、職員の年間支給月数を0.35月分引下げ（特定幹部職員については0.3月分引下げ）

支給月数（一般の職員の場合）

	6月期	12月期
21年度 期末手当	1.25月 （支給済み 凍結前1.4月）	1.5月 （現行1.6月）
勤勉手当	0.7月 （支給済み 凍結前0.75月）	0.7月 （現行0.75月）
22年度 期末手当	1.25月	1.5月
以降 勤勉手当	0.7月	0.7月

※ 平成21年5月の勧告に基づき、平成21年6月期における期末手当・勤勉手当の特例措置により凍結した支給月数分（0.2月分）は引下げ分の一部に充当

(ii) 改定の実施時期等

- ・勧告を実施するための条例の公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）
- ・平成22年度以降の期末手当・勤勉手当の支給割合の改定については、平成22年4月1日
- ・平成21年12月に支給する期末手当については、人事院勧告による同手当に関する特例措置の内容を考慮し、所要の措置を講ずる。

エ 超過勤務手当の支給割合等

超過勤務手当の支給割合の引上げ（月60時間を超える超過勤務について、100分の125→100分の150等）については、労働基準法の関係規定が地方公務員にも適用されるため、所要の措置を講ずる必要がある。また、超過勤務手当の引上げ分の支給に代えて取得することができる「代替休」の新設については、今後の関係法令の改正等の動向を注視し、適切に対応する必要がある。

オ 公務運営の改善

公務運営の改善に向けて検討すべき事項及び今後の課題について、次のとおり報告しました。

(7) 人材の確保

平成21年度の職員採用Ⅰ種試験で一般行政職特別枠を導入したところであるが、今後も、優秀な人材を確保するため、更に効果的な採用試験の実施方法について検討を進めていくこと。

(イ) 女性職員の登用の拡大

仕事と生活の調和の実現、能力開発や能力発揮に対する支援の充実、職員の意識改革等の課題解決に努め、女性職員の登用の拡大に向けた取組を進めていく必要があること。

(ロ) 人事評価制度の充実

国家公務員における新たな人事評価制度等の動向を注視しながら、職員の意欲の向上と組織の活性化につながる人事評価制度として、定着させていく必要があること。

(ハ) 高齢期の雇用問題

平成21年人事院勧告において、国家公務員の定年年齢を段階的に65歳まで延長することが適当であるとの考え方が示されたところであり、その動向を注視していくこと。

(ニ) 勤務環境の整備等

a 超過勤務の縮減と年次有給休暇の取得促進

超過勤務の縮減については、引き続き、縮減に取り組んでいく必要がある。管理職員にあっては、絶えず効率的な業務の執行を図る必要がある。職員一人ひとりにおいても効率的・計画的に業務を行うなど、職員全員で超過勤務の縮減に努める必要がある。

年次有給休暇の取得促進についても、引き続き、取得しやすい環境を整備するとともに、計画的・連続的使用の促進に一層取り組む必要があること。

b 両立支援の推進

育児・介護休業法及び人事院の意見の申出の趣旨を踏まえ、今後改正が予定される関係法令の改正内容等について留意し、適切に対応する必要があること。

c 心の健康づくりの推進

メンタルヘルス相談の実施など、様々な取組が行われてきているが、引き続きこれらの取組を継続的に実施する必要があること。また、職員の円滑な職場復帰を支援する取組についても、引き続きその充実に努める必要があること。

d 非常勤職員等の勤務条件

非常勤職員及び臨時的任用職員の勤務条件については、各任命権者の権限において決定され運用されているところであるが、その運用に当たっては、「臨時・非常勤職員及び任期付短時間勤務職員の任用等について」（総務省通知）に留意する必要があると考える。

(2) 報告資料

ア 職員の給与

(ア) 職員の給料表別、任命権者別職員数

給料表	区分	職員数		知事	県議会議長	代表監査委員	教育委員会			人事委員会	警察本部長	消防総務監事委員会
		平成20年4月	増減				本庁等	県立学校	市町村立小・中学校			
		人					人	人	人			
全		15,376	△ 192	3,553	31	18	322	2,949	6,043	12	2,447	1
行政職		3,889	△ 66	3,032	31	18	297	188	-	12	310	1
研究職		194	△ 5	181	-	-	-	-	-	-	13	-
医歯職(1)		26	△ 2	26	-	-	-	-	-	-	-	-
医歯職(2)		110	△ 5	101	-	-	-	9	-	-	-	-
医歯職(3)		211	△ 4	211	-	-	-	-	-	-	-	-
学校栄養職員		60	△ 5	-	-	-	-	-	60	-	-	-
学校事務職員		340	△ 4	-	-	-	-	-	340	-	-	-
計		4,830	△ 91	3,551	31	18	297	197	400	12	323	1
高等学校等教育職員		2,697	△ 55	-	-	-	-	2,697	-	-	-	-
県立中学校教育職員		54	6	-	-	-	-	54	-	-	-	-
市町村立小・中学校等教育職員		5,668	△ 46	-	-	-	25	-	5,643	-	-	-
計		8,419	△ 95	-	-	-	25	2,751	5,643	-	-	-
警察官		2,124	△ 6	-	-	-	-	-	-	-	2,124	-
特定任期付職員		1	0	1	-	-	-	-	-	-	-	-
特定業務等従事任期付職員 医歯職(2)		1	0	-	-	-	-	1	-	-	-	-
第1号任期付研究員		0	△ 1	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(注) 1 再任用職員は、含まれていない(以下、(注)の表までについて同じ)。
 2 行政職及び研究職には、一般任期付職員を求められ、人及び1人含んでいる。
 3 一般任期付職員、特定任期付職員及び特定業務等従事任期付職員については、(イ)から(ロ)までの表の集計から除いている。

(イ) 職員の給料表別人員、平均年齢、平均勤続年数

給料表	区分	適用人員	平均年齢	平均勤続年数
		人	歳	年
全		15,370	44.3	20.7
一般職員	行政職	3,887	42.5	19.0
	研究職	193	43.0	17.4
	医療職(1)	26	41.5	9.8
	医療職(2)	110	42.2	16.5
	医療職(3)	211	45.7	19.9
	学校栄養職員	60	39.9	16.2
	学校事務職員	340	44.3	24.1
	計	4,827	42.7	19.2
教育職員	高等学校等教育職員	2,697	45.2	20.7
	県立中学校教育職員	54	42.3	17.2
	市町村立小・中学校等教育職員	5,668	46.9	23.2
	計	8,419	46.3	22.3
警察官		2,124	39.7	17.6
平成20年4月 全		15,562	44.4	21.0

(ウ) 職員の給料表別、学歴別、性別人員構成比

給料表	区分	計	学歴別人員構成比				性別人員構成比	
			大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男性	女性
		%	%	%	%	%	%	
全		100.0	75.1	11.7	13.1	0.1	63.1	36.9
一般職員	行政職	100.0	71.4	9.8	18.7	0.1	81.1	18.9
	研究職	100.0	94.3	4.1	1.6	-	87.0	13.0
	医療職(1)	100.0	100.0	-	-	-	84.6	15.4
	医療職(2)	100.0	71.8	28.2	-	-	60.0	40.0
	医療職(3)	100.0	32.7	41.2	26.1	-	31.3	68.7
	学校栄養職員	100.0	46.7	53.3	-	-	1.7	98.3
	学校事務職員	100.0	2.6	41.8	55.6	-	26.2	73.8
	計	100.0	65.6	14.1	20.2	0.1	73.9	26.1
教育職員	高等学校等教育職員	100.0	93.0	5.7	1.3	-	59.1	40.9
	県立中学校教育職員	100.0	92.6	7.4	-	-	55.6	44.4
	市町村立小・中学校等教育職員	100.0	83.3	16.6	0.1	-	44.1	55.9
	計	100.0	86.5	13.0	0.5	-	49.0	51.0
警察官		100.0	51.5	0.8	46.9	0.8	94.9	5.1
平成20年4月 全		100.0	74.1	12.1	13.6	0.2	63.5	36.5

(工) 職員の給料表別平均給与月額

給料表	区 分						
	給料月額	扶養手当	地域手当	小 計	住居手当・ 管理職手当等	合 計	
全	円 369,980 (374,105)	円 10,856	円 7,404	円 388,240 (392,365)	円 12,042	円 400,282 (404,407)	
一般職員	行政職	337,660 (341,734)	13,014	9,683	360,357 (364,431)	14,520	374,877 (378,951)
	研究職	355,751 (359,953)	14,244	7,392	377,387 (381,589)	15,402	392,789 (396,991)
	医療職(1)	409,763 (416,078)	11,404	69,302	490,469 (496,784)	376,283	866,752 (873,067)
	医療職(2)	330,513 (333,947)	10,877	4,902	346,292 (349,726)	6,478	352,770 (356,204)
	医療職(3)	367,954 (371,656)	8,782	2,949	379,685 (383,387)	4,418	384,103 (387,805)
	学校栄養職員	310,327 (313,462)	2,550	4,091	316,968 (320,103)	4,498	321,466 (324,601)
	学校事務職員	347,453 (350,962)	6,203	4,086	357,742 (361,251)	4,676	362,418 (365,927)
	計	340,283 (344,292)	12,211	9,045	361,539 (365,548)	15,061	376,600 (380,609)
教育職員	高等学校等教育職員	397,034 (401,051)	10,563	7,363	414,960 (418,977)	8,536	423,496 (427,513)
	県立中学校教育職員	372,505 (376,549)	12,667	8,307	393,479 (397,523)	9,563	403,042 (407,086)
	市町村立小・中学校等 教育職員	399,016 (403,532)	8,725	5,618	413,359 (417,875)	11,980	425,339 (429,855)
	計	398,211 (402,564)	9,339	6,194	413,744 (418,097)	10,863	424,607 (428,960)
警察官	325,574 (329,056)	13,792	8,471	347,837 (351,319)	9,859	357,696 (361,178)	
平成20年4月 全	375,257 (379,444)	11,095	8,357	394,709 (398,896)	11,920	406,629 (410,816)	

(注) 1 給料月額には、「給料の調整額」及び「教職調整額等」並びに「切替に伴う差額」を含む。
2 () 内の数字については、職員の給与に関する条例等の特例措置による減額措置前の額を示す。

イ 民間の給与

(7) 職種別民間給与実態調査の概要

平成21年の報告の基礎となった職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

a 調査の目的と時期

この調査は、本県の職員の給与を検討するため、平成21年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

b 調査機関

和歌山県人事委員会、人事院等

c 調査の範囲

(a) 調査対象事業所

企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所のうち、次の日本標準産業分類の大分類（(7)～(7)）に分類された231事業所

① 漁業 ② 鉱業、採石業、砂利採取業 ③ 建設業 ④ 製造業 ⑤ 電気・ガス・熱供給・水道業 ⑥ 情報通信業 ⑦ 運輸業、郵便業 ⑧ 卸売業、小売業 ⑨ 金融業、保険業 ⑩ 不動産業、物品賃貸業	⑪ 学術研究、専門・技術サービス業（中分類の学術・開発研究機関及び広告業に分類されるもの） ⑫ 生活関連サービス業、娯楽業（中分類のその他の生活関連サービス業に分類されるもの） ⑬ 教育、学習支援業（中分類の学校教育に分類されるもの） ⑭ 医療、福祉（中分類の医療業、社会保険・社会福祉・介護事業に分類されるもの） ⑮ サービス業（中分類の政治・経済・文化団体に分類されるもの）
---	---

(b) 調査対象職種

78職種（うち行政職相当職種22職種 その他の職種56職種）

d 調査対象の抽出

(a) 標本事業所の抽出

cの(a)に記載した事業所を統計上の理論に従い、規模、産業によって17層に層化し、これらの層から118事業所を無作為に抽出し実地調査を行った。

調査の完結した事業所は、(i) 産業別、規模別調査事業所数のとおりである。

(b) 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員はすべて除外した。

e 集計

(a) 調査実人員

初任給関係357人（行政職に相当する調査実人員281人）、初任給関係以外の調査職種4,789人（行政職に相当する調査実人員3,602人）

（調査職種該当者（母集団）の推定数は12,629人であり、行政職に相当するものは、8,558人である。）

(b) 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

(イ) 産業別、規模別調査事業所数

規模 産業	規模計	事業所規模					企業規模		
		500人以上	300人～499人	200人～299人	100人～199人	50人～99人	500人以上	100人以上500人未満	100人未満
	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所
産業計	105	6	4	7	36	52	37	45	23
漁業、鉱業、採石業、砂利採取業、建設業	7	-	-	1	-	6	2	2	3
製造業	48	5	2	-	13	28	11	21	16
電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業	22	-	2	2	9	9	12	7	3
卸売業、小売業	4	-	-	1	2	1	1	2	1
金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業	9	-	-	1	3	5	6	3	-
教育、学習支援業、医療、福祉、サービス業	15	1	-	2	9	3	5	10	-

(注) 1 上記のほか、実地調査に際し、調査不能の事業所が13事業所あった。
 2 「サービス業」に含まれる産業は、学術・開発研究機関、広告業、その他の生活関連サービス業及び政治・経済・文化団体である。

(ウ) 職種別、学歴別、企業規模別初任給

(単位:円)

職 種	学 歴	規 模 計	規 模 別		
			500人以上	100人以上500人未満	100人未満
新 卒 事 務 員 ・ 技 術 者 計	大学卒	203,394	208,647	186,972	-
	短大卒	174,642	175,709 ※	167,616 ※	175,100
	高校卒	159,994	161,091	154,864	162,043

- (注) 1 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除き、県職員の地域手当に相当する額を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。
- 2 「500人以上」とは、企業規模500人以上で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人以上500人未満」とは、企業規模100以上500人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人未満」とは、企業規模100人未満で、かつ事業所規模50人以上の事業所をいう。
- 3 大学卒の中には、大学院修士・博士課程修了者を含む。
- 4 「※」印のあるものは、調査実人員10人未満であることを示す。

(エ) 職種別、学歴別民間給与額

職種名	調査突人員	平均年齢	平成21年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給する給与(A)	うち時間外手当(B)	(A)-(B)		
	人	歳	円	円	円		
支店長	8	52.9	791,232	-	791,232	構成員50人以上の支店(社)長(取締役兼任者を除く。)	
	大学卒	4	55.6	696,783	-		696,783
	短大卒	2	45.8	1,022,176	-		1,022,176
	高校卒	2	57.0	673,120	-		673,120
	中学卒	-	-	-	-		-
工場長	8	56.2	630,207	-	630,207	構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)	
	大学卒	3	57.0	924,034	-		924,034
	短大卒	1	X	X	X		X
	高校卒	4	56.2	444,320	-		444,320
	中学卒	-	-	-	-		-
事務部長	91	51.9	562,630	824	561,806	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び 部長級専門職(取締役兼任者を除く。)	
	大学卒	67	51.8	573,657	1,197		572,460
	短大卒	4	49.5	504,651	-		504,651
	高校卒	20	52.5	544,257	-		544,257
	中学卒	-	-	-	-		-
技術部長	61	50.4	584,263	145	584,118	同 上	
	大学卒	44	51.1	622,675	152		622,523
	短大卒	6	50.5	535,307	-		535,307
	高校卒	11	48.3	489,625	202		489,423
	中学卒	-	-	-	-		-
事務部次長	45	51.9	519,348	397	518,951	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の 次長及び部次長級専門職	
	大学卒	32	51.2	516,444	556		515,888
	短大卒	5	52.0	483,795	-		483,795
	高校卒	8	54.3	553,056	-		553,056
	中学卒	-	-	-	-		-
技術部次長	32	51.9	570,616	204	570,412	同 上	
	大学卒	17	49.6	570,585	391		570,194
	短大卒	3	56.3	532,183	-		532,183
	高校卒	12	53.9	579,324	-		579,324
	中学卒	-	-	-	-		-
事務課長	203	48.3	519,957	3,061	516,896	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長 及び課長級専門職	
	大学卒	142	47.2	549,083	3,233		545,850
	短大卒	12	51.8	418,248	5,541		412,707
	高校卒	49	50.4	466,229	2,044		464,185
	中学卒	-	-	-	-		-
技術課長	196	48.5	555,912	1,197	554,715	同 上	
	大学卒	112	45.8	560,189	2,166		558,023
	短大卒	15	48.7	554,356	413		553,943
	高校卒	68	51.8	552,336	87		552,249
	中学卒	1	X	X	X		X

職種名	調査突人員	平均年齢	平成21年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給する給与(A)	うち時間外手当(B)	(A)-(B)		
	人	歳	円	円	円		
事務課長代理	129	46.5	499,866	37,872	461,994	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理 及び課長代理級専門職	
	大学卒	100	44.8	512,087	42,182		469,905
	短大卒	4	55.1	461,919	37,353		424,566
	高校卒	25	52.6	450,252	18,340		431,912
	中学卒	-	-	-	-		-
技術課長代理	87	46.4	496,951	33,281	463,670	同 上	
	大学卒	48	42.6	507,045	27,298		479,747
	短大卒	12	50.9	515,737	32,675		483,062
	高校卒	27	51.9	468,502	45,263		423,239
	中学卒	-	-	-	-		-
事務係長	150	44.1	419,285	33,598	385,687	課長又は課長代理等に直属し直属の部下を有する者 職能資格等が上記係長と同等と認められる係長 及び係長級専門職	
	大学卒	75	42.4	393,560	28,754		364,806
	短大卒	10	44.0	423,299	47,731		375,568
	高校卒	65	46.0	447,442	37,007		410,435
	中学卒	-	-	-	-		-
技術係長	154	45.5	500,461	73,704	426,757	同 上	
	大学卒	49	42.3	481,699	72,978		408,721
	短大卒	20	41.4	444,066	51,430		392,636
	高校卒	85	48.1	523,482	79,422		444,060
	中学卒	-	-	-	-		-
事務主任	187	38.9	343,803	37,865	305,938		
	大学卒	90	35.7	333,178	37,016		296,162
	短大卒	30	39.5	348,871	41,227		307,644
	高校卒	65	42.3	355,355	37,885		317,470
	中学卒	2	56.6	350,982	17,895		333,087
技術主任	144	44.1	443,610	63,499	380,111		
	大学卒	52	39.2	388,516	69,511		319,005
	短大卒	6	35.0	375,153	51,282		323,871
	高校卒	85	47.6	481,161	61,104		420,057
	中学卒	1	X	X	X		X
事務係員	1,145	34.6	287,024	23,328	263,696		
	大学卒	503	32.0	277,931	23,837		254,094
	短大卒	184	35.0	275,107	20,881		254,226
	高校卒	456	37.3	301,792	23,779		278,013
	中学卒	2	52.7	342,747	10,234		332,513
技術係員	962	35.9	372,295	55,118	317,177		
	大学卒	357	33.2	357,807	63,120		294,687
	短大卒	160	32.9	332,944	52,785		280,159
	高校卒	442	39.6	402,579	49,056		353,523
	中学卒	3	48.7	334,760	26,573		308,187

(注) 調査突人員が1人の場合は、個人情報保護の観点から、平均年齢及び平成21年4月分平均支給額をXとしている。

ウ 職員の給与と民間の給与との比較

職 種	民間の給与 (A)	職員の給与 (B)	較 差 (A) - (B)
行政職給料表関係	378,428 円	374,877 円	3,551 円 (0.95%)
		378,951 円	△523 円 (△0.14%)

(注) 職員の給与の欄の上段は給与条例の特例措置により実際に支払われた額であり、
下段は給与条例の特例措置の適用がないものとした場合の額である。

3 勤務条件に関する措置の要求の状況

区分	前年度未処理件数 (事案件数) A	平成21.4.1～ 22.3.31の 要求案件数 (事案件数) B	平成21.4.1～ 22.3.31の 処理件数 (事案件数) C (D+E)	左の内訳		平成22.3.31現在 未処理件数 (事案件数) F (A+B-C)
				平成20年度未 処理件数のうち 処理件数 D	平成21年度新 規 請求件数のうち 処理 件数 E	
措置要求	0	0	0	0	0	0

4 不利益処分に関する不服申立ての状況

区分	前年度未 処理件数 (事案件数) A	平成21.4.1～ 22.3.31の 請求件数 (事案件数) B	平成21.4.1～ 22.3.31の 処理件数 (事案件数) C (D+E)	左の内訳		平成22.3.31現在 未処理件数 (事案件数) F (A+B-C)
				平成20年度未 処理件数のうち 処理件数 D	平成21年度新 規 請求件数のうち 処理 件数 E	
分限処分	0	0	0	0	0	0
懲戒処分	28 (6)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	0	28 (6)
免職	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	0	1 (1)
	27 (5)	0	0	0	0	27 (5)

和歌山県報

平成二十二年九月二十八日

号外

別冊